
第3部

伊丹市障害福祉計画(第4期)

第1章 障害福祉計画の理念

障害者基本法に基づく「第3次伊丹市障害者計画」と調和を保たれたものとして、次の基本的理念に基づいて、障害福祉計画（第4期）を定め、今後の施策を推進します。

「第3次伊丹市障害者計画」における理念

「障害の有無によって分け隔てられることのない共生社会の実現」

障害の有無によって分け隔てられることなく、
相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指します。



障害福祉計画の基本的理念

- ① 障がいのある人の自己決定と意思決定の支援
- ② 身体・知的・精神など障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施
- ③ 地域移行、地域生活の継続、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備



基本的な考え方

○ 障害福祉サービスの提供体制の確保

- ① 必要な訪問系サービスを障害の区別なく充実させます。
- ② 希望する障がいのある人に日中活動系サービスを保障します。
- ③ グループホームの充実及び地域生活支援拠点等の整備により、入所等からの地域生活への移行及び地域生活の維持・継続を図ります。
- ④ 福祉施設から一般就労への移行等を推進します。
- ⑤ 身近で頼れる相談支援体制の構築と、伊丹市障害者地域自立支援協議会の活性化を図ります。
- ⑥ 障がい児支援については、子ども子育て支援法に則り、専門的な支援の確保及び、共生社会形成促進の観点からライフサイクル一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ります。



障害福祉計画に盛り込むべき事項

○ 数値目標設定のポイント

平成29年度における達成目標

- ① 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- ② 入院中の精神障がい者の地域生活への移行
- ③ 地域生活支援拠点等の整備
- ④ 福祉施設から一般就労への移行

第2章 重点施策

「だれもが、ありのままにその人らしく、地域で暮らす。」一見当たり前にみえても、それは簡単なことではありません。

障がいのある人がより豊かな地域生活を送るためには、行政が行う福祉サービスの充実をはじめ、地域における助け合いの体制やボランティア等が連携して効果的な地域ケアが提供できるよう、地域福祉力の推進を図るとともに、地域のなかで障がいのある人の自立支援の仕組みづくりを今後も進める必要があります。

こうした視点をもとに、「伊丹市障害福祉計画（第4期）」では以下の3つの重点施策を掲げ、「第3次伊丹市障害者計画」の基本理念および施策目標を踏まえて計画を推進します。

重点施策1 身近な相談支援体制の整備

障がいのある人が必要とするサービスを適切に選択し、利用できるよう相談支援体制を整備します。

重点施策2 地域移行・地域定着支援の充実

障害があっても、住み慣れた地域の中で当たり前に安心して暮らせる地域生活の基盤整備を図ります。

重点施策3 就労支援の推進

関係機関のネットワークを活かし、障がいのある人への就労支援を推進し、自立と社会参加を促進します。

(1) 身近な相談支援体制の整備

障がい者等、とりわけ重度の障がい者等が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障害福祉サービスの適切な利用を支え、また、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が不可欠です。

また、障がい者本人の自己決定を尊重する観点から、障がい者本人が適切に意思決定を行い、その意思を表明することができるよう、相談の実施等による意思決定の支援の促進が必要です。

障害者総合支援法では、相談支援を市の責務として位置付けています。

市役所本庁 1 階障害福祉課には、10 名のケースワーカーを配置し、必要な情報提供及び相談に応じ、また必要な調査及び指導並びにこれらに付随する業務を行っています。

法で定められた責務、事業を着実に実施するために、第 1 期計画以降、地域における様々なニーズを持つ障がいのある人の地域生活を支援する観点から相談支援体制の構築を進めており、現在、次の 4 つの事業者相談支援事業を委託しています。

<委託相談支援事業所>

事業所名	委託先	所在地
① 地域生活支援センター (3 障害の総合拠点) (就労支援)	社会福祉法人 伊丹市社会福祉協議会	広畑 3 丁目 1 市立地域福祉総合センター (いたみいきいきプラザ)
② 障害者福祉センター (身体障がい者中心)	社会福祉法人 伊丹市社会福祉協議会	昆陽池 2 丁目 10 市立障害者福祉センター (アイ愛センター)
③ ウィズゆう (知的障がい者中心)	社会福祉法人 いたみ杉の子	西台 5 丁目 1 番 11 号 サポートセンターいたみ杉の子
④ いたみコミュニティアセンター (精神障がい者中心)	特定非営利活動法人 ICCC	寺本 1 丁目 114 三晃ビル 2 階 地域活動支援センター「どりー夢」

第 4 期計画においても引き続きこの 4 か所の事業者相談支援事業を委託を継続し、それぞれの事業所の強みを発揮し、身近で信頼のおける相談支援ができることをめざします。

障害福祉サービスの利用に当たって作成されるサービス等利用計画については、支給決定に先立ち必ず作成されるよう相談支援体制の充実・維持を図ることが重要です。

① 身近な相談支援体制の整備

平成 26 年 4 月に施行(一部改正は平成 25 年 6 月 19 日)された精神保健福祉法により、精神病院入院の長期化の防止策がとられています。退院可能な精神病院の長期入院患者の地域移行が促進されます。また、知的障がい者は、重度化・高齢化・重複障害化・親亡きあとの生活の生活支援を見据えていくことが重要です。

また、難病患者、高次脳機能障がい者、発達障がい者など生きづらさを抱えている方について、障害福祉サービスの対象となることの認知度が低いのが現状で、制度の谷間で困っている方へも、支援が届くようにしていくことも求められています。

このように、対象となる障害種別、ニーズがさらに多様化していきます。この多様化する相談に対応し、地域に点在する障害福祉サービスや、インフォーマルサービスのコーディネートによって地域生活を支えるコーディネート機能の充実(=相談支援の充実)が、ますます必要になっています。

障害福祉計画(第3期)の始期である平成 24 年 4 月には、市内の指定特定相談支援事業所は 3 箇所でしたが、平成 26 年 11 月には、11 箇所が増加し、相談支援窓口が身近になりつつあります。

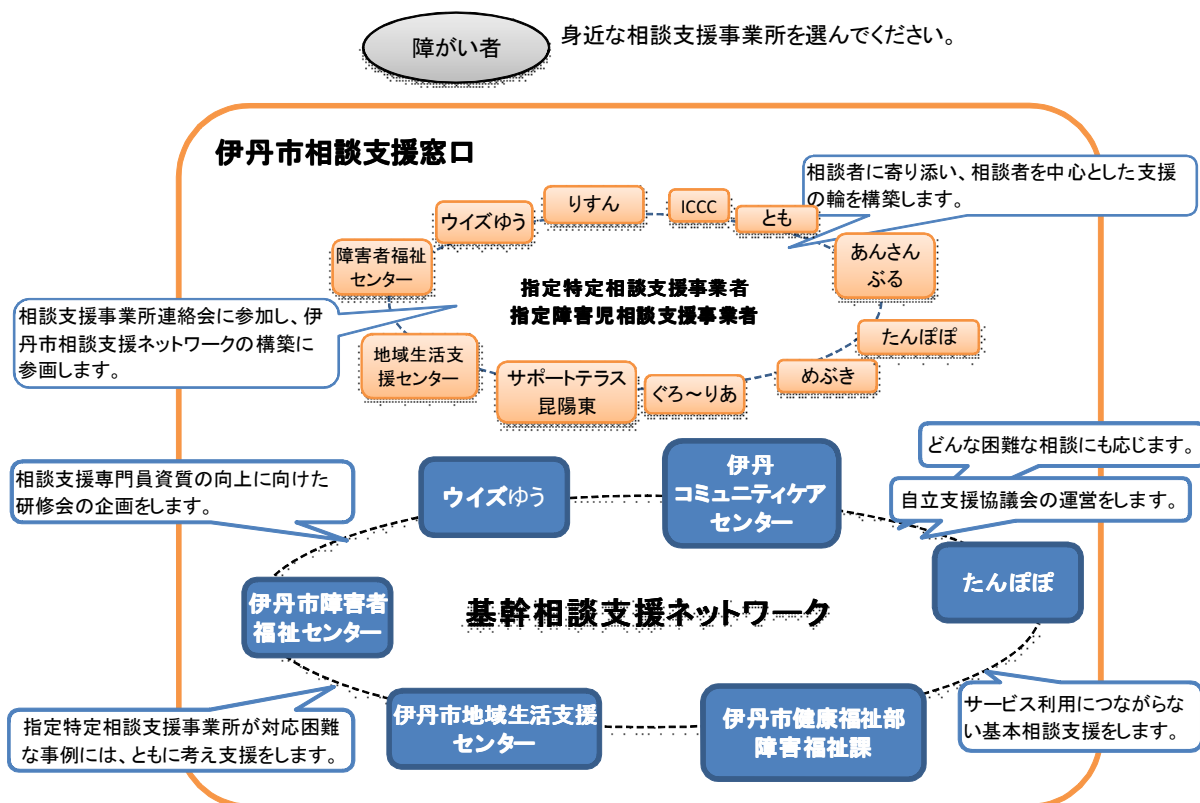
障がい者の相談支援体制		【伊丹市事業者名】
市町村による相談支援事業	市町村 指定特定・一般相談支援事業所に委託可 ○障がい者・障がい児からの相談	ICCC ウイズゆう 地域生活支援センター 障害者福祉センター
	サービス等利用計画 指定特定相談支援事業者 ※事業者指定は、市町村長が行う ○指定相談支援(個別給付) ・サービス利用支援 ・継続サービス利用支援 ○基本相談支援(障がい者・障がい児からの相談)	open spaceとも ICCC ろろ〜りあ りすん ウイズゆう 障害者福祉センター 地域生活支援センター サポートテラス昆陽東 あんさんぶる めぶき たんぽぽ
地域移行支援・地域定着支援	指定一般相談支援事業者 ※事業者指定は、都道府県知事が行う ○地域相談支援(個別給付) ・地域移行支援(地域生活移行のための外出への同行支援・入居支援) ・地域定着支援(24時間の相談支援体制等) ○基本相談支援(障がい者・障がい児からの相談)	ICCC りすん ウイズゆう あんさんぶる

平成 26 年度の兵庫県主催の相談支援専門員初任者研修に伊丹市内の事業所から 8 名が

参加し、更なる相談支援体制の拡充が期待できます。相談支援専門員の資格を持ちながら、特定相談支援事業の指定を取らない事業所がなきよう、働きかけを怠らず、今後の新規相談者への対応もできるようにしていきます。

身近になりつつある相談支援事業所の周知につとめます。

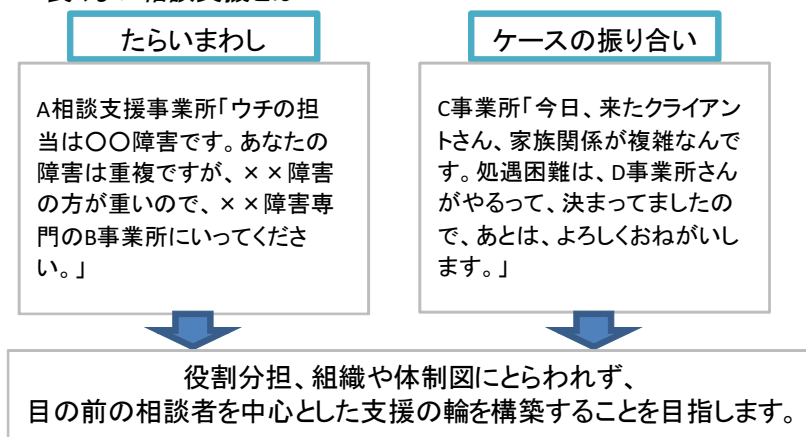
[伊丹市相談支援体制]



障がい者や家族は、様々な相談機関に行き来せず、「ここに行けばなんとかなる」ワンストップの窓口を求めています。地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、基幹相談支援センターの設置が必要ですが、当面は、既存の4委託相談支援事業所と、たんぽぽ、市障害福祉課を「基幹相談支援ネットワーク」とし、機能強化、連携の緊密化を図ります。

今後、基幹相談支援センターの設置の必要性や、あり方など、伊丹市障害者地域自立支援協議会などで協議し、検討を進めていきます。

良くない相談支援とは・・・？



② 障害者福祉センター相談事業の継続

障害者福祉センターにおけるピアカウンセリング、専門相談も継続実施していきます。

ピアカウンセリング 「ピア」とは「仲間」の意。同じ障害のサポーターによる相談です。
発達障がい児(者)の家族
視覚障がい者
知的障がい児(者)の家族
肢体障がい者
肢体障がい者(電動車いす使用者)
聴覚障がい者
重度心身不自由児(者)の家族
精神障がい者

専門相談	相談内容	相談員
精神(児童)	情緒・精神発達	精神科医
精神(成人)	心の悩み(全般)	精神科医
心理相談	発達等の相談・判定	臨床心理士
作業療法	日常生活動作向上	作業療法士
権利擁護	日常金銭管理・成年後見等	司法書士
理学療法	運動機能・訓練	理学療法士
看護相談	健康相談	看護師

③ 相談支援専門員の質の確保

障害福祉計画(第3期)期間に、相談支援専門員の量の確保が達成しつつあります。相談支援専門員は、一人職場で職場内研修会や自身の仕事が評価される機会が少ない場合が多く、「研修機会の確保」「同業者同士で話し合いを通じた悩みの解消」「相談支援専門員のネットワーク形成」を目的に、相談支援事業所連絡会を継続して取り組みます。(平成25年度6回開催)

相談支援専門員は、自らの仕事を客観的に評価する機会やスケールがほとんど無く、自己満足に陥らないように注意する必要があります。「ワンストップの対応」「主訴の迅速な把握」「信頼関係の構築」「課題や強みの適正な評価」「適正な支援計画の作成」「関係機関との円滑な連携」「自己決定の支援」「社会資源の創出」など相談支援のどの過程においても適切な対応を目指すことが重要です。伊丹市障害者地域自立支援協議会に当事者部会を

設置するなど利用者の声を聞く仕組みづくりをし、相談支援事業を評価するしくみやスケール作りについて、検討を行います。

④ 緊急時の人的支援の強化

障がいのある方が地域で暮らしていると、次のような「困った」問題に遭遇することが少なくありません。救急車や警察を呼ぶほどではない、でも、当事者にとっては「本当に困りはててしまう」緊急事態です。

一人暮らしの障がい者等が、急性感冒、下痢、嘔吐などを起こし、汚物処理等が必要になった。

一人暮らしの障がい者等が、近所の住民に、「ごみ分別をちゃんとして」等、苦情を言われ、どう対応したらよいかわからなく、パニック気味である

訪問し、(又は、電話相談を受け付け)、「ヘルパーに連絡する」など適切な対処法を伝え、直接支援を行う。

訪問し、「私が支援しますよ！(安心して)」「不安になりすぎないで…」「適切な分別方法はこうですよ…」などを伝える。

このような対応は、指定一般相談支援事業所による「地域定着支援」(障害福祉サービス費のうち地域相談支援給付費)の対象となりますが、平成 26 年度に精神障がい者(1 件)支給決定があるのみとなり、制度の周知に一層の努力が必要です。今後、指定一般相談支援事業所による「地域定着支援」の推進をはかります。

⑤ 地域移行支援の推進

指定一般相談支援事業所による「地域移行支援」の推進をはかります。

⑥ 障がいのある子どもの相談支援の充実

乳幼児健診や保健師等の訪問、医療機関等での相談を通じて、障害や発達の遅れなどが発見されることから、早期療育へとつなぐ相談支援体制の充実は極めて重要です。

また、子どもの成長段階に応じた一貫した支援を行っていくためには、専門職の積極的な介入と継続的な関与に加えて、医療・福祉・教育等の関係機関の密接な連携が必要です。相談支援では、個々の利用者が抱える問題を的確に把握し、関係機関との連携を図りながら、必要とされる様々なサービスを組み合わせ、サービス内容や支給量を適正に計画することで問題解決へと導く役割を担います。

障がいのある子どもへの相談支援は、指定障害児相談事業所「たんぽぽ」が中心となり、関係機関との情報共有・連携体制を構築しています。

今後、児童発達支援や放課後デイサービスなどの需要増加やニーズの多様化に対応できる相談支援体制の整備を図るとともに、他の民間相談支援事業所との連携や相談支援専門員への支援等も進めます。

⑦ 社会資源の開発

相談支援の過程の中で、現在の社会資源では、「障がいのある人のニーズが満たされない」「課題が解決されない」ことがあります。相談支援専門員としては、支援ができず、「つらい」思いをします。そういった思いを集めていくと、伊丹市の「足りない地域資源」が見えてきます。今後、重点的に取り組まなければいけない課題が浮き彫りになります。その課題を明確にし、地域の関係機関で顔の見える関係の中で議論・検討をし、課題解決に向けて行動していくことを期待され、設置しているのが、「伊丹市障害者地域自立支援協議会」です。このしくみを十分に生かし、伊丹市固有の課題を伊丹市の関係機関協働で解決し、障害福祉を切り口とした「まちづくり」を進めていきます。

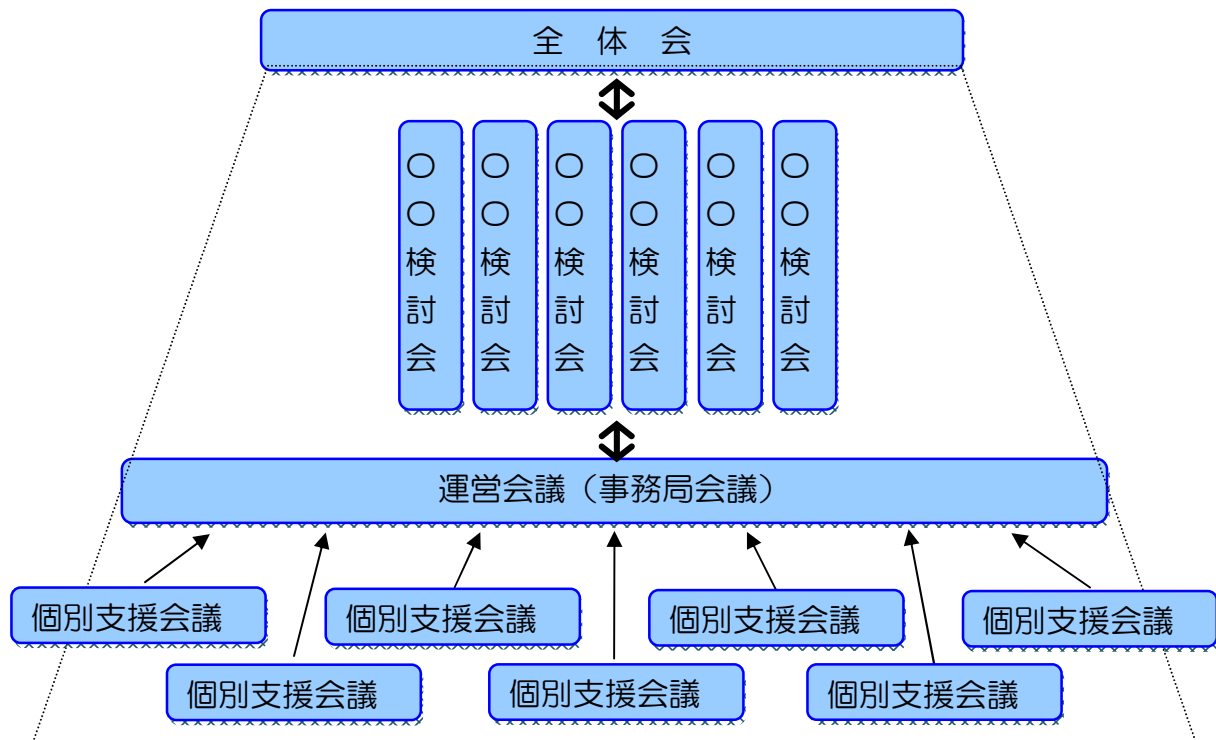
平成 24 年度から事務局を伊丹市行政職員と、委託相談支援事業所が担っています。今後ますますの活性化をめざします。

コラム 「エコキャップ活動」

伊丹市障害者地域自立支援協議会事務局のメンバーで、平成 22 年からエコキャップ活動を始めています。相談員が、「私のクライアントさん、どうしてあげたら良いかわからない人がいるんです。」「あ、私も同じような相談受けてます。」「とりあえずはじめてみよう!」とはじめ、現在でも継続しているところから、本市に必要な社会資源といえるのかもしれません。

エコキャップ活動とは、現行制度や既存の日中活動への通所スタイルにはそぐわない、引きこもりがちな人が参加する、「ゆるやかな」活動の場です。月一回、2 時間集まって、ペットボトルキャップをリサイクルするための仕分けなどを行います。各相談員のすすめにより、本人が「行ってみたい」場合に参加でき、参加目的は、各人によって様々ですが、「月に一度でも社会参加する。」「仲間に出会う。」ことが楽しみになってくることが多いようです。相談員は、「面接場面だけでは、把握しにくい、本人の作業や対人関係を築く力を観察する。」「本人との支援関係を継続する。」ことを目的に参加することもあります。ここが「はじめの一歩」となり、今では、毎日就労の場や、通所施設に通っている方もいます。

<伊丹市障害者地域自立支援協議会の体制イメージ>



会議名	内容	メンバー	開催頻度	備考
全体会	地域の現状・課題等について地域の関係者（代表者レベル中心）が情報共有・協議を行う。	関係機関の代表レベル	年2～3回	本市障害福祉の現状や課題を共有し、施策の基本的方向性に関する提言や承認等を行う。
検討会	「精神障がい者地域移行」や「販路拡大」などテーマを絞った内容で議論を深める。設置する検討会は全体会の承認を得る。	実務担当者、サービス提供事業所、当事者	必要に応じて（自主運営）	課題解決や目標達成に向けたしくみ作り、官民の枠を超えた協働のしくみ作り等、具体的議論や研究を行う。 全体会の委員が座長を務めることで全体会への提案を円滑に進める。
運営会議（事務局会議）	自立支援協議会各会議の運営総括にあたる。また、個別支援会議からあがってくる課題を集約整理し、全体会や検討会へ課題提起をする。	障害福祉課 こども福祉課 相談支援事業所（4委託相談支援事業所から1名ずつ）	必要に応じて（全体会の前は頻回に）	伊丹市障害者相談支援の現場で起こっている課題に即して検討会の設置を提案できる。
個別支援会議	個別ケース支援を議題に、援助方針の共有、役割分担等協議をする。（ケア会議、サービス担当者会議、ケースカンファレンスと言っているもの）	ケースの支援関係者（ケースごとに別メンバーで設置する）	必要に応じて（自主運営）	各ケースの相談支援に関わる担当者が主催する。

＜平成 25 年度検討会の活動＞

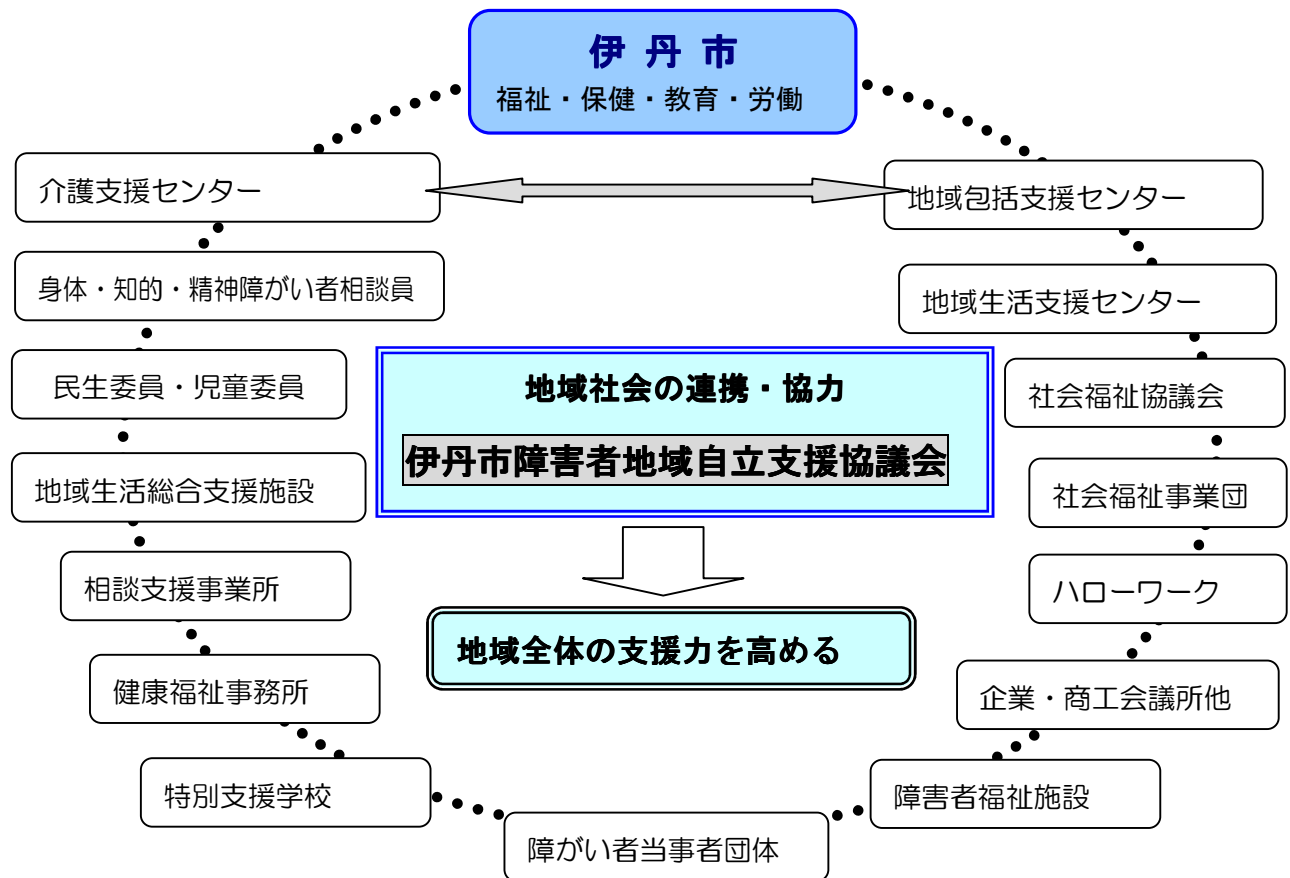
精神障がい者地域生活検討会	平成25年度12回開催
(テーマ) 精神障がい者の地域生活支援の方策を探る。	
(構成メンバー) 障害福祉課精神担当ワーカー、天神川病院ケースワーカー、ICCC、地域生活支援センター、県保健所保健師、生活支援課退院支援員、東有岡ワークハウス職員、家族会会長	
販路拡大検討会	平成25年度8回開催
(テーマ) 自主製品を製造している作業所・施設の製品等の販路を拡大するための方策を検討する。	
(構成メンバー) 自主製品等を扱っている作業所（定期的な会議に参加できる事業所を募る）、商工労働関係者	
こども検討会	平成25年度2回開催
(テーマ) 18歳未満の支援の必要な児童が、より身近で適切な療育支援や福祉サービスを受けることを可能とするため、当事者や関係機関とともに課題整理を図る。（毎年のテーマを設定し検討）	
(構成メンバー) 伊丹特別支援学校（校長・PTA）、こやの里特別支援学校（教諭・PTA）、手をつなぐ育成会、トライアングル、ウィズゆう、りすん、openspace とも、たんぽぽ、こども福祉課、障害福祉課	
発達障害支援検討会	平成25年度2回開催
(テーマ) 発達障がいのある方やその家族が抱えている悩みや問題について、地域や家族、支援機関等の理解を深めると共に、支援体制の構築や連携強化を図ることで、当事者やその家族が安心かつ安全な生活を営むことができるための基盤づくりや社会資源の創出等を行う。	
(構成メンバー) アイ愛センター、地域生活支援センター、ウィズゆう、ICCC、こやの里特別支援学校、TRY アングル、市障害福祉課、市こども福祉課、クローバー宝塚ランチ	
就労移行支援検討会	平成25年度3回開催
(テーマ) 本人の希望や就労準備性に応じた段階的な就労支援体制が、本市には十分とはいえず、就労系障害福祉サービス事業等役割の再確認と、本市に必要なサービス・事業についての検証を行い、就労支援体制の整備を行うことが求められている。平成27年3月末で就労継続支援B型利用にかかる経過措置が終了することから、「本人にとって適切な就労支援は何か」等を見極めるアセスメント体制の構築についての検討も行う。	
(構成メンバー) 就業・生活支援センターウィズゆう、地域生活支援センター、こやの里特別支援学校進路担当教諭、市内の就労移行支援事業所（東有岡ワークハウス、どりー夢共同作業所）、協同の苑くすのき、ゆうゆう、きると、いたみコミュニティケアセンター、障害福祉課	

＜平成25年度開催「障害の理解を広めるための研修会」＞

① 「本人の望む暮らしを実現するための相談支援」	講師：今西則之氏
② 「わかってほしい発達障害のこと」	講師：伊丹昌一氏

＜地域の関係者によるネットワークの構築＞

伊丹市障害者地域自立支援協議会は、福祉・保健・教育・労働関係者が参加する組織で、対象者のニーズに即して相談からサービス提供までを関係者の連携により実施します。



⑧ 権利擁護の推進

全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるという理念は、障害者基本法第1条に規定されています。全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現に向け、平成25年に制定された障害者差別解消法に基づき、障害を理由とする差別の解消の推進に取り組むこととあわせて、障害者虐待防止法に基づく障害者虐待の防止等、障がい者の権利擁護のための取り組みを進めていきます。

障害者差別解消法の施行
平成28年4月施行の障害者差別解消法の規定に基づく、要領の作成、地域協議会の設置、相談窓口の開設に取り組み、法律が実行性のあるものにします。
障害者虐待の防止
平成24年10月から施行された障害者虐待防止法により、伊丹市障害者虐待防止センターを市障害福祉課に設置しています。同法、また通報受付窓口について積極的な広報・啓発活動を行い、センターの適切な対応によって障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に取り組みます。あわせて関係機関との連携を深め、早期発見、虐待防止ネットワークの形成を図ります。
意思決定支援の推進
個別支援の実践において、丁寧な意思決定の支援によって、本人の思いが伝わり、本人が認められるようになることで、一人ひとりが自分の大切さ、かけがえのなさを実感し、自己尊重感情をもち、本来持っている生きる力を発揮することにつながります。一人ひとりのあたり前の地域生活の実現のため、市内事業所の支援者が、意思決定支援を丁寧に実践していく意識が定着するように研修機会を創出します。
成年後見制度の積極的な活用
「伊丹市成年後見制度利用支援事業」「市長申立」を適切に運用し、成年後見制度の活用が必要な人が、すみやかに制度利用できるよう努めます。また専門職後見人のほか、市民後見人や、法人後見受任の拡大に向けて、その養成、監督、研修等の基盤整備のあり方について検討を継続します。
関係機関の連携推進
平成23年度に設置した伊丹市福祉権利擁護センターは、市内高齢者・障害者支援事業を行う8つの社会福祉法人が協働運営しています。同センターは、相談支援機関等の後方支援他、後見サポーター等の養成や活動支援、広報・啓発活動を行います。平成25年3月に設立したNPO法人アドボカシーネットワークは知的障害者通所施設へのオンブズパーソン活動を継続して取り組み、法人後見受任をしています。これら関係機関、相談支援事業所、サービス提供事業所と連携を図り、人権擁護の推進を図ります。

[目標値の設定] 相談支援事業

項 目	単位	平成 26 年度 (見込み)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
計画相談支援 支給決定者数	人/年	1084	1124	1164	1204
計画相談支援 事業所数	か所	13	14	15	15
地域移行支援 支給決定者数	人/年	0	7	7	7
地域定着支援 支給決定者数	人/年	1	30	60	100
地域定着/地域支援 事業所数	か所	4	5	8	10
障害児相談支援 支給決定者数	人/年	936	1176	1332	1500
障害児相談支援 事業所数	か所	5	8	9	10

[サービス量の見込み方]

計画相談支援：平成 27 年 3 月末障害福祉サービス受給者数＝1084 人
毎年 40 人ずつ受給者増加を見込む。

40 人の内訳＝平成 25 年度実績で、死亡、65 歳到達による介護保険サービスへ移行、転出、転入、新規申請者、18 歳到達者等プラスマイナスし、約 3 人ずつサービス受給者が増加。(平成 24 年度は約 6 人増加。)小規模作業所から就労継続支援 B 型への移行による決定者数の増加や、重心施設利用者(従来県措置)の療養介護への新規決定など、制度改変に伴う受給者の増加伸び率は、平成 27 年以降一定低減する見込み。ひと月約 3～4 人ずつサービス受給者が増加することを見込み、年間 40 人ずつの増加を見込む。

計画相談支援事業所数：平成 26 年度相談支援事業所初任者研修の本市受講者見込みが 12 名。うち、障害児相談支援事業、既存指定特定相談支援事業所の相談員増員補充分を除くと、新規指定特定相談支援事業所の新設を平成 27 年度 1 件と見込み、平成 28 年度以降は、新規サービス利用者や 18 歳到達者、転入者の増は月 3～4 人、年間 40 人程度であるため、新設は見込まない。

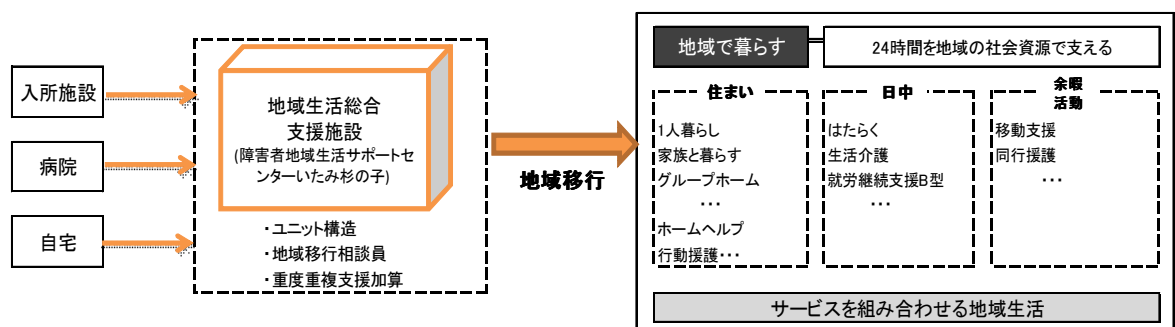
地域移行支援 施設入所から地域移行を第 4 期計画期間中に 10 人(各年 3～4 人)、精神科病棟からの地域移行も各年 3～4 人と見込み、合計、地域移行支援支給決定者目標値を 7 とする。

地域定着支援：「障害福祉サービス費受給者(平成 26 年 6 月現在)」のうち、「単身世帯障がい者」、「ケースワーカーが単身に準ずると考える人」→171 人【身体障がい者：49 人、知的障がい者：14 人、精神障がい者：108 人】

(2) 地域移行・地域定着支援の充実

第1期～第3期本市障害福祉計画では、グループホーム整備推進に取り組みました。「どんなに障害が重くても、必要なサービスを利用しながら、本人が希望する地域の中で主体的に生活する」ために、地域生活移行型支援施設として地域生活総合支援施設(平成19年4月開設。障害者地域生活サポートセンターいすみ杉の子)整備の支援と、地域移行推進にかかる運営の支援を行っています。この施設を中核に据えて、グループホームの整備、及び、地域移行の推進を図ってきました。

◆ 第1期～第3期障害福祉計画におけるグループホーム整備推進策



◆ 地域移行実績及び、グループホーム整備状況(平成26年11月18日)

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	計
障害福祉計画	第1期			第2期			第3期			市内GH数
	●地域生活総合支援施設(=障害者地域生活サポートセンター-いたみ杉の子)開所									定員
市内GH新規開設数		4ヶ所	3ヶ所	4ヶ所	1ヶ所	4ヶ所	3ヶ所	0ヶ所	1ヶ所	20ヶ所
ライフゆうからGHへの移行者数		0人	8人	11人	4人	0人	4人	1人	2人	104人

① グループホームの整備

平成26年5月に、障害福祉課や、相談支援事業所での相談者で、入所施設や、グループホーム利用についての希望を調査したところ、60名(うち40名がグループホーム、ケアホーム希望)が夜間居住サービスの利用を希望しています。

このことから、今後も、グループホームの整備推進は必要であり、10年で40人分の整備を目指します。

【市内グループホーム整備目標】

サービス種別	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	定員	箇所数	定員	箇所数	定員	箇所数
共同生活援助	108 人	21 ヶ所	112 人	22 ヶ所	116 人	23 ヶ所

※目標値設定の考え方：1 年 4 人ずつと想定し、10 年で 40 人の整備を目指します。グループホーム指定にかかる定員は 4 人以上で、4 人が最小単位であることから毎年一ヶ所ずつの整備を目標とします。この目標値をもって、4 人以上の定員のグループホームの開設を妨げるものではありません。

グループホームで生活する人の障害の重度化、高齢化に対応できる仕組みづくりも必要です。高齢化により、従来通所していた日中活動の場の利用が適さなくなる場合に、日中をホームで過ごすこと、高齢者向けのサービスを利用することなど考えられますが、障害福祉サービス提供事業所が、高齢者向けサービス提供を開始したり、個々の状況に合わせた個別の対応を柔軟に行うことについては、積極的に支援を行います。

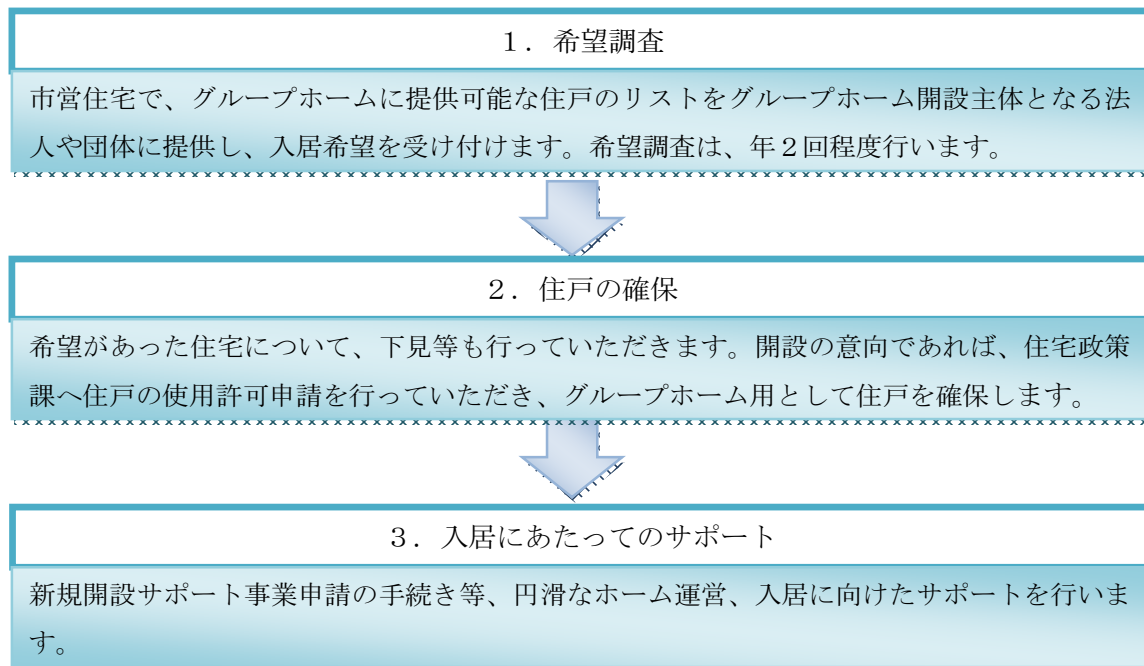
また、消防法施行令の一部を改正する政令の施行により、障害支援区分 4 以上の者が 8 割を超えるグループホームについては、面積要件(延べ面積 275 平米以上)が撤廃され、原則としてスプリンクラーの設置が義務付けられます。この設置基準は、平成 27 年 4 月 1 日(既存施設の場合は平成 30 年 4 月 1 日)から適用されます。重度の障がい者の地域移行の推進のため、また、高齢化、重度化してもグループホームで生活の継続を可能とするために、スプリンクラー設置促進を図ります。

グループホームは夜間のサービスを提供し、夜間少人数で従事します。小規模であるがゆえに、人事交流が少なくなり、支援の方法や、職業倫理、新しい法制度などを知る機会が極端に少なくなる場合があります。こうした課題を解消するために、グループホーム運営上の課題や解決方法の模索と同業者同士の情報共有、情報交換、制度に関する知識を習得するための機会の確保が必要です。障害福祉計画（第 3 期）期間中には、市内グループホーム運営事業所と相談支援事業所が集まる「地域移行調整会議」を年間 4 回開催しています。今後も引き続き、「地域移行調整会議」を開催し、住まいのサービス提供事業者同士の情報交換、共有、研修、市内グループホームの空き状況やグループホーム入居希望者待機状況等把握の場を維持し、グループホームサービス提供従事者の後方支援を行い、安定的なグループホーム運営を支援します。

② 障がい者グループホームの市営住宅の活用

グループホームの整備を推進するために、公営住宅を活用するグループホームの開設支援を行っていきます。

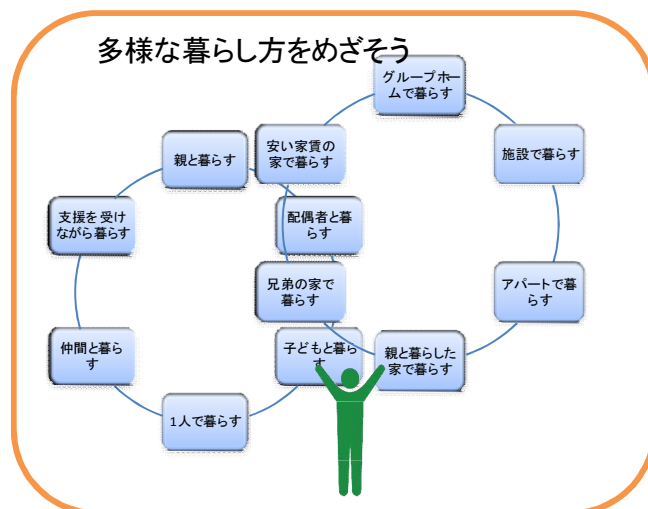
【市営住宅を活用した障がい者グループホーム開設までの進めかた】



③ 地域生活総合支援施設(サポートセンターいたみ杉の子)からの地域移行

地域生活総合支援施設(サポートセンターいたみ杉の子)は、引き続き、地域移行推進の中核施設として位置づけ、スムーズに地域生活への移行を可能にするために、少人数グループ(4人～6人)を一つの生活単位(ユニット)として区分けして、1ユニットごとに専用の居住空間と専任の職員を配置することにより、大規模施設でありながら小規模生活単位の家庭的な雰囲気の中で決め細やかな支援を行うことを継続します。

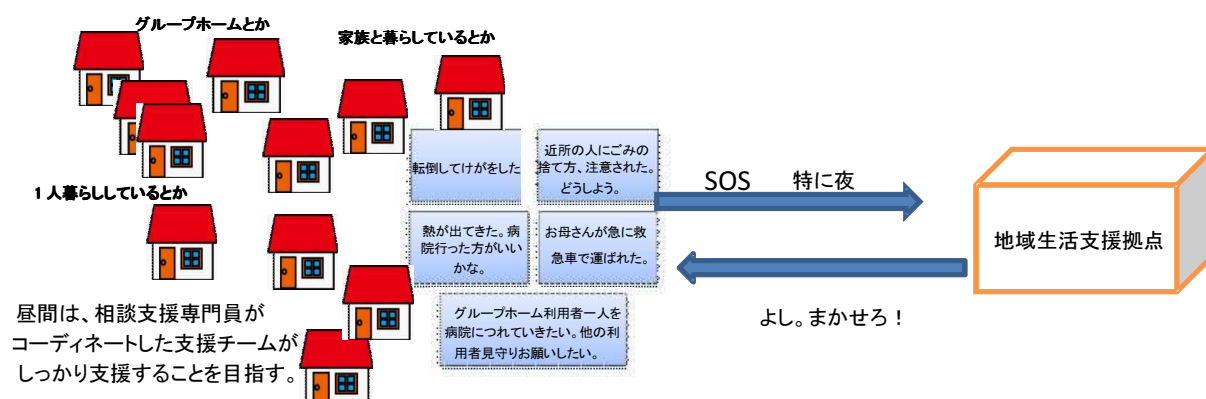
④ 地域生活支援拠点施設の整備



地域生活は、グループホームで生活する、家族と暮らすなど、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、他の人々と共生することを妨げないことを目指すものです。第1期～第3期計画期間には、当面の課題としてグループホームの整備に力を注いで来ました。今後も地域における居住の場として、グループホームの整備充実を図るとともに、障がい者の多様な暮らしを支援する体制整備が必要です。

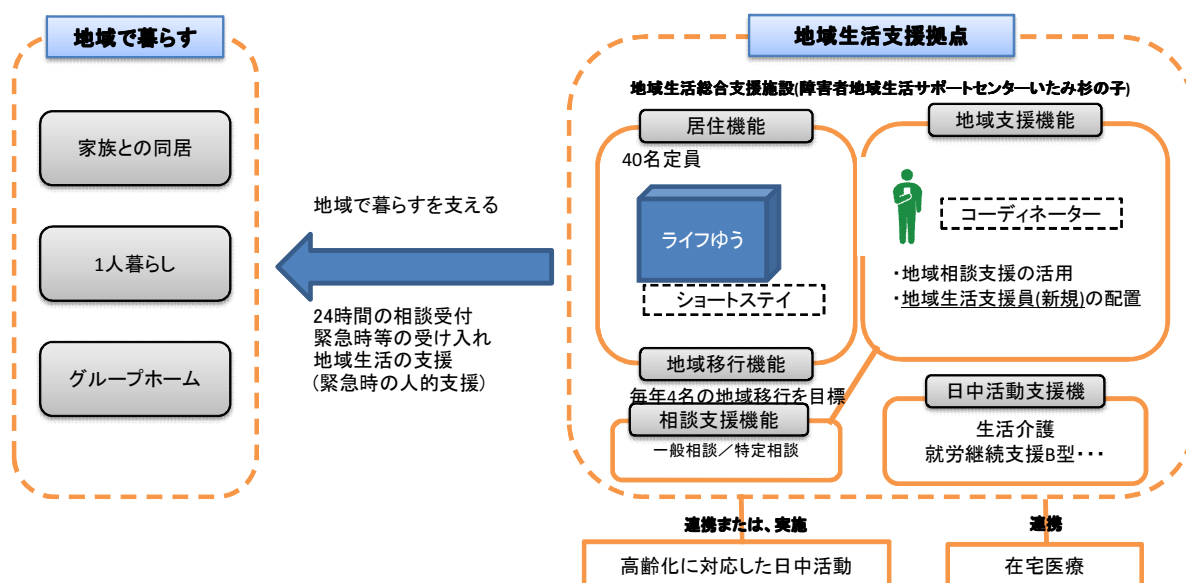
具体的には、地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）の推進をします。必要な訪問系サービスや日中活動系サービスの確保をしていきます。また、24 時間相談受付、緊急時の受け入れ、緊急時の人的派遣支援など機能をもつ、地域生活支援拠点施設の整備を図ります。

地域生活支援拠点のイメージ



平成 19 年 4 月に開設した地域生活総合支援施設（障害者地域生活サポートセンターいたみ杉の子）について、地域移行を進めると同時に、地域のグループホーム等のバックアップ、サポートをする施設と位置付けていました。

今後は、この機能をさらに明確化し、同法人が経営するグループホーム以外のグループホーム入居者や、地域で单身や家族で生活している障がい者（3 障害対応）も対象とした地域生活支援拠点として位置付けます。



【地域生活支援拠点整備目標】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
地域生活支援拠点	—	1 件	1 件

⑤ 施設コンフリクトの解消

現在、グループホームの設立を目指している事業所の多くは、物件探しに苦慮しています。本市でも過去に、地域住民に反対され、移設を断念した事案もありました。「地域に当たり前に暮らす」ことの社会的障壁が、地域に存在していることも確かです。

大阪府では、施設建設反対運動の解消と人権が尊重されたまちづくりに向けた「大阪府の基本方針」を策定し、具体的な取り組みを展開しています。こういった取り組みを参考に、本市の取り組みも検討していきます。

⑥ 住宅改造・住宅改修

障がい者が住み慣れた住居で住み続けることができるよう、日常生活用具の給付事業、住宅改修・改造に対する支援を引き続き行います。

⑦ 精神障がい者の地域生活支援

本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、年々増加しています。精神科医療は、「入院治療中心」から「通院地域でのケア」に移行しつつあります。このことは、「精神科病院では、一年未満の在院期間患者数は増加傾向にあり、在院患者数が減少している。」「精神科診療所数は増加している。」という、厚生労働省 630 調査統計によりわかります。

【精神科病院 在院期間別在院患者数】（厚生労働省 630 調査より抜粋）

	2001 年	2010 年	
1 ヶ月未満	22,523	26,911	
1 ヶ月以上3ヶ月未満	28,987	29,890	
3ヶ月以上6ヶ月未満	21,170	21,889	
6ヶ月以上1年未満	26,108	26,100	
1 年未満患者数(計)	98,788	104,790	6%増加
在院患者数(計)	332,714	308,615	7.2%減

【精神科病院、診療所等数】（厚生労働省 630 調査より抜粋）

	2003 年	2010 年	
精 神 科 病 院 数	1,661	1,671	0.6%増加
精 神 病 床 数	354,448	347,281	2% 減
精 神 科 診 療 所 等 数	2,279	3,622	59%増加

「退院しても自宅にひきこもり、家族の負担が増加し、家族が疲弊する」「家族が高齢

化など介護力の低下した時に、問題が顕在化する」「短期間の入退院を繰り返す」という事案が増加しないように、受け皿となる地域の努力が必要になってきます。

障害福祉サービスの利用者も増加傾向にありますが、今後、精神障がい者の障害特性・ニーズに即したサービス提供体制を確保する基盤整備がより重要になってきます。

【伊丹市障害福祉サービス費支給決定状況(18歳以上)】

	平成 18 年度		平成 25 年度	
	人数	割合	人数	割合
身体障がい者	190 人	32%	262 人	25%
知的障がい者	333 人	56%	541 人	52%
精神障がい者	69 人	12%	233 人	22%

特にショートステイの利用が少ないのが現状です。ショートステイサービス(短期入所)は、普段はご家族等と一緒に自宅で生活されている方の、宿泊をとまなう一時的な滞在を支援するサービスです。このサービスは、介護者の病気や冠婚葬祭への出席という理由のほか、介護者が休息を必要としている場合、介護者の「もしもの時」等に備えてサービス利用を慣れおきたい場合にも支給決定を受けることができ、レスパイトサービスとしての役割も担っています。

【伊丹市短期入所事業の利用実績】経年比較

	平成 18 年度		平成 25 年度	
	人数	日数	人数	日数
身体障がい者	21 人	405 日	32 人	1,437 日
知的障がい者	36 人	1,362 日	95 人	4,033 日
精神障がい者			3 人	226 日

市内で、障がい者の短期入所事業をしているのは、8か所で、内3ヶ所の「老人ホームショートステイ」「在宅複合型施設ぐろ〜りあ」「伸幸苑障害者ショートステイ事業」は、高齢者に介護保険サービス提供をする施設です。

【市内短期入所事業所一覧】

事業所・施設の名称	所在
老人ホームショートステイ事業所	昆陽池 1
在宅複合型施設ぐろ〜りあ	北園 1
伸幸苑障害者ショートステイ事業所	寺本 6
ライフゆう	鴻池 1
ヴィ・リール生活支援センター伊丹	山田 4
こうのいけスペースしえあーど	鴻池 5
てとてと短期入所事業所	鴻池 4
ホームたんぽぽショートステイ	西野 3

高齢者施設による障がい者ショートステイは、平成12年ごろから始まっています。支援費制度が始まった平成15年からは、各事業所が障がい者のショートステイ事業の指定を受け、障がい者支援の受け入れを高齢者事業と並列して実施しました。「伊丹市から遠く離れてしまうことなく、ショートステイサービスの利用をしたい」というご家族やご本人の願い、家族が病気等の時に遠方への送迎が困難であるという実情に応えていったのです。その後、本市には、「ライフゆう」「しえあーど」が短期入所事業を開始し、知的障害、身体障害、重症心身障害の方へのサービス提供が可能となるようになりましたが、満床であることが多く、高齢者施設のショートステイは、本市障がい者ショートステイにおける重要な役割を果たしています。

精神障がいの方の受け入れにおいても、身体障がい者、知的障がい者が徐々に利用拡大したように、既存の高齢者施設に、「精神障害のある方にとってもショートステイニーズがあること」「『精神障害』に特別構える必要はないこと」「高齢者施設においても、地域の精神障がい者支援ができること」を知り、支援ノウハウと、実践の蓄積が必要です。

これら障がい者の受け入れに対する、ショートステイサービス提供事業所の「理解促進」と「不安軽減」のためには、以下3点の方策を積極的に行うことが必要です。

高齢者施設における精神障がい者ショートステイ受け入れ促進のための方策

- ① 相談支援専門員が、ショートステイサービス利用を必要とする障がい者について、ショートステイ提供事業所の協力や対応可能な部分を切り出し、伝え、コーディネートを行う。
- ② 障がい者の理解を広める取り組みに参加を呼び掛ける。
- ③ 市内の障害福祉サービス提供事業所や医療機関による、高齢者施設等との協働体制の構築(関係機関のネットワーク創出)をする。

高齢者事業を展開している事業所への期待をする一方、現在、障がい者の日中活動を提供している事業所が、短期入所事業を新規で開始することの検討も求めます。利用者にとって、居心地の良い居場所の好みは人それぞれですので、選択できるよう複数の事業所が短期入所事業を新規に開設することを期待します。状態が悪い時に「家では手に負えないので、施設で預かってください。」というのは、施設は受け入れを躊躇することが多いでしょう。また、「初めて」、「不慣れ」、「同世代の人がいない」場所では、本人が利用を「希望しない」こともあるでしょう。昼間の「居場所」や「集まる拠点」など居心地のいい場所が地域にあり、そこが「夜も居れる」「行ける」場になると、平時から安心して「泊まりに行く」ことができ、緊急の時も利用できる場所に成り得ます。

⑧ 訪問系サービスの確保

精神障がい者に限らず、障がい者の地域生活を支援するためには、訪問系サービス提供体制の整備も必要です。サービス量の確保のために、障害に対する理解をひろめ、支援ノウハウが伊丹市でサービス提供を行っている事業所全体に蓄積されていくことを目指しま

す。

障害福祉計画（第3期）期間中には、次の表のような「障がいの理解を広める取り組み」が実践されました。

実施主体	取り組み内容
	効果
東有岡ワークハウス サポートテラス昆陽東	自身の法人内で、障害理解に関する勉強会を開催。
	高齢者事業が多いが、訪問介護、訪問看護、短期入所など、精神障がい者理解がすすんでいる。
相談支援事業所連絡会	多職種事業所連絡会。訪問介護、生活介護等事業所職員等向けの「障がい者制度」に関する研修会を開催した。
	すでに対応している障がい者支援で、困難と感じていることなど、共有をし、その対応策など検討し学びの機会をもった。相談支援専門員との顔合わせができた。
伊丹市障害者地域自立支援協議会 精神障がい者 地域生活支援検討会	在宅支援サービス各事業所職員対象の講演会を開催した。
	多くの事業所が、精神障がい者支援に不安を感じているが、学びの場を提供できた。

現場の必要性にかられたこれらの取り組みは、非常に重要な取り組みです。このような取り組みを支援し、本市訪問介護事業所の疑問や不安の軽減というニーズにこたえる形で、訪問介護事業所職員の精神障がい者に対する支援能力向上を目指します。また、介護現場の人材の入れ替わりも多いことから、これらの取り組みが継続されることも必要です。

⑨ 医療機関との連携

厚生労働省は、平成26年4月に施行された精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律に基づき「良質かつ適切な精神障がい者に対する医療の提供を確保するための指針」を新たに策定しました。このなかで、「外来医療の提供体制の整備・充実」「医療機関間の連携」「専門的かつ効果的リハビリテーションを外来・デイケア等で行うことができる体制の確保」「医師・看護職・精神保健福祉士等多職種チームによる訪問支援(=アウトリーチ)を可能にする体制整備」「治療中断者への必要な医療へのアクセスの確保」「通院が困難な者等に対する往診や訪問診療の充実推進」「精神科訪問看護による地域生活支援の強化」「保健医療サービス及び福祉サービスを担う職種の者との連携」を図ることを掲げています。

本市の家族会、障がい当事者、障害福祉サービス事業に従事する支援員などから、地域で暮らす精神障がい者に、必要な医療が届きにくい現状があるとの声があります。

本市市民が精神疾患のため入院に利用するのは、市内所在の病院のみではないため、広域な(兵庫県、阪神北圏域など)取り組みが有効です。県の精神科病棟からの退院促進事業を、本市の事業所 ICCC が受託し、退院促進のための関係医療機関とのネットワーク会議を開催するなど、医療機関との連携推進に取り組んでいます。

県の取り組みに加え、本市取り組みとして、医療機関との連携の基盤として「顔の見える関係」の構築を目指します。

具体的方策として、市内開業医師、精神科訪問看護従事者と、障害福祉(精神障害)関連支援従事者と、年に1回、意見交換の場を開催します。

⑩ 障がいのある子どもの地域生活支援

障がいのある子どもの施策については、「子ども・家庭・地域 共に育ちあう 伊丹」を基本理念とする「伊丹市子ども・子育て支援計画」(平成27年度～31年度)において、基本施策に「特別なニーズを持つ子どもが健やかに育つ社会の構築」を位置づけ、子ども自身が自分らしさや可能性を最大限に発揮し、自立した社会生活を送ることができるよう、子どもの育ちを成長段階に沿って総合的・計画的に支援する環境づくりを推進します。

◆ 障がいのある子どもの発達支援システムの構築

平成28年4月に開設(予定)する「(仮称)伊丹市立児童発達支援センター」では、既存の「指定特定相談支援事業者・指定障害児相談支援事業者たんぼぼ」、「福祉型児童発達支援センターきぼう園」、「福祉型児童発達支援センターつつじ学園」、「児童発達支援事業所カルミア」を統合し、総合調整部門、通所サービス部門として再配置するとともに、診療部門を併設し、障がいのある子どもの発達を支える支援ネットワークを構築する中核施設として、乳幼児期から学齢期、青少年期に至るまでの継続した発達支援のマネジメント機能を確立します。

また、保護者の「気づき」の段階からの丁寧な療育支援を提供するため、様々な障がいに対応する専門的知識や技術の蓄積を図り、障がいのある子ども、きょうだいとともにその家族を支援します。

○発達支援マネジメント機能の確立

障がいの種別を問わず発達に支援が必要な子どもや保護者に継続して様々なサービスを組み合わせて提供できる仕組みとして、発達支援のマネジメント機能を確立します。

○健やかな成長のための地域生活支援

障がいのある子どもが、生活する地域の保育や教育の中で必要な支援や配慮を受けることができるよう、専門的知識や技術を活用した保育所等訪問支援事業などにより、子どもや保護者、またその育ちの場となる保育所や学校等を支援します。

○発達支援に関わるスタッフの育成

センターが蓄積している知識や情報を活用し、地域の発達支援に関わるスタッフや重症心身障がい児の生活を支えるスタッフ等の育成を行います。

○子どもの発達や障がいに関する啓発事業の実施

障がいの有無に関わらず、子どもやその家庭、地域が共に育ちあうためには、発達や障がいに関する周囲の理解が必要です。子どもの発達や障がいについての啓発活動や情報発信により、市民の理解促進を図ります。

◆ 母子保健施策との連携

保健センターによる乳幼児健診事業や、その他、訪問・相談事業は、子どもの様子や保護者の子育ての悩みの中から、発達に支援を必要とする子どもを早期に発見する重要な役割を担っています。早期発見から療育の開始までがスムーズに進み、それぞれの専門性のもと子どもとその家族に寄り添った支援ができるよう、保健と福祉が連携します。

◆ 教育との連携

特別なニーズを持つ子どもに乳幼児期から学校卒業後まで一貫した支援を実施することが求められています。子どもの成長記録であるサポートファイル「ステップ★ぐんぐん」や、連絡調整のための「伊丹特別支援教育審議会」などを活用し、就学前の各機関と小学校間、また、小・中・高等学校・特別支援学校間、並びに、関係機関が一致連携して子どもを中心とした支援体制の構築を目指します。

また、学校に通いながら放課後等デイサービス等の様々なサービスを受ける子どもも増加していることから、教育現場とこれらのサービスを提供する事業所が共に子どもの支援について考え、同じ目標で実践できるよう教育と福祉が情報共有や支援のあり方を共に考える場を増やします。

◆ 障がいのある子どもへのサービス提供のあり方

障がいのある子どもの通所支援や福祉サービスの利用ニーズは多種多様であり、個々のニーズに応じて、身近な地域で、必要な時期に、必要なサービスを、必要な量で提供できるよう、民間事業所を含めたサービス供給体制の整備を図ります。

また、児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所では、それぞれに運営理念や目標を掲げ、創意工夫して支援を行っています。各事業所が支援に関する情報や取り組みの共有化などにより、更なる質の向上を図れるよう各事業所の相互連携を図ります。

(3) 就労支援の推進

生活のための収入を得て、社会とつながる。障がいのある人が当たり前にはたらくことのできる社会を目指し、さまざまな方策がとられています。

平成 25 年 4 月に、障がい者の法定雇用率が引き上げられました。

障害者雇用率制度とは…

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、事業主に対して、その雇用する労働者に占める身体障がい者・知的障がい者の割合が一定率(法定雇用率)以上になるよう義務付けています。

また、平成 25 年に改正された障害者雇用促進法(平成 28 年 4 月 1 日施行分)では、「障がい者に対する差別の禁止」「合理的配慮の提供義務」「苦情処理・紛争解決援助」といった、障がい者の権利に関する条約の批准に向けた対応がとられました。また、平成 30 年 4 月 1 日からは、法定雇用率の算定基礎に精神障がい者を加えることになります。

兵庫労働局がまとめた「障害者雇用状況」では、平成 25 年のポイントを以下のようにまとめています。障がい者の雇用は着実な進展がみられます。

- 民間企業に雇用されている障害者の数は12,072.5人となり、前年に比べ5.9% (675.0人) 増加した。
(全国では7.0% (26,584.0人) の増加)
- 実雇用率は、前年に比べ0.05ポイント上昇し、1.84%となった。
(全国では0.07ポイント上昇し、1.76%)
- 法定雇用率達成企業の割合は、前年に比べ6.6ポイント低下し、47.4%であった。
(全国では4.1ポイント低下し、42.7%)

伊丹市の一般就労した人数は、以下の表のとおりとなっており、「福祉施設からの一般就労は低調」で、「在宅等からの一般就労が好調」となっています。

	第3期計画値	平成 24 年度	平成 25 年度
福祉施設から一般就労した人数	10 人	4	6
在宅・特別支援学校卒業生・離職者など 一般就労した人数	10 人	24 (※1)	20
合計	20 人	28	26

平成 24 年 4 月に稼動した豊中伊丹スリーR・センターでの障がい者雇用は、平成 24 年度実績に成果をもたらしています。「豊中伊丹スリーR・センター」(リサイクルプラザ)は、本市のごみ処理を担う、豊中市伊丹市クリーンランド内にあり、「スリーR」とは、リデュース Reduce「減らす」、リユース Reuse「再使用」、リサイクル Recycle「再資源化」のことで、

ごみ減量、資源循環型社会を目指す環境施策推進施設です。伊丹市豊中市両市の身体障害者福祉連合会、育成会など関係者の尽力によって設立された「株式会社きると」が、このスリーR・センターの「資源ゴミ手選別作業」を受託し、両市の障がい者 30 名を雇用しています。本市の採用者は、30 名のうち 14 名でした。30 名の採用者については、平成 24 年 1 月から段階的に雇用をはじめ、平成 24 年 4 月 1 日から円滑な業務開始を目指しました。平成 24 年度の実績(※ 1)には、「株式会社きると」への就職者(4 月 1 日採用者、特別支援学校卒業生)も含まれています。



スリーR・センターで行われている手選別業務の様子(引用：伊丹市ホームページ)

官民協働で障がい者雇用の職域を開拓し、新しい職場を創出したスリーR・センターの取り組みは、障がい者雇用の推進に大きな成果をもたらしました。このような取り組みの一方、既存の一般の企業における法定雇用率達成企業の増加、障がい者雇用の促進も目指していく必要があります。そのため、労働、福祉、教育部門の各従事者は一層の連携強化をし、また、各分野の取り組み強化が必要不可欠になってきます。

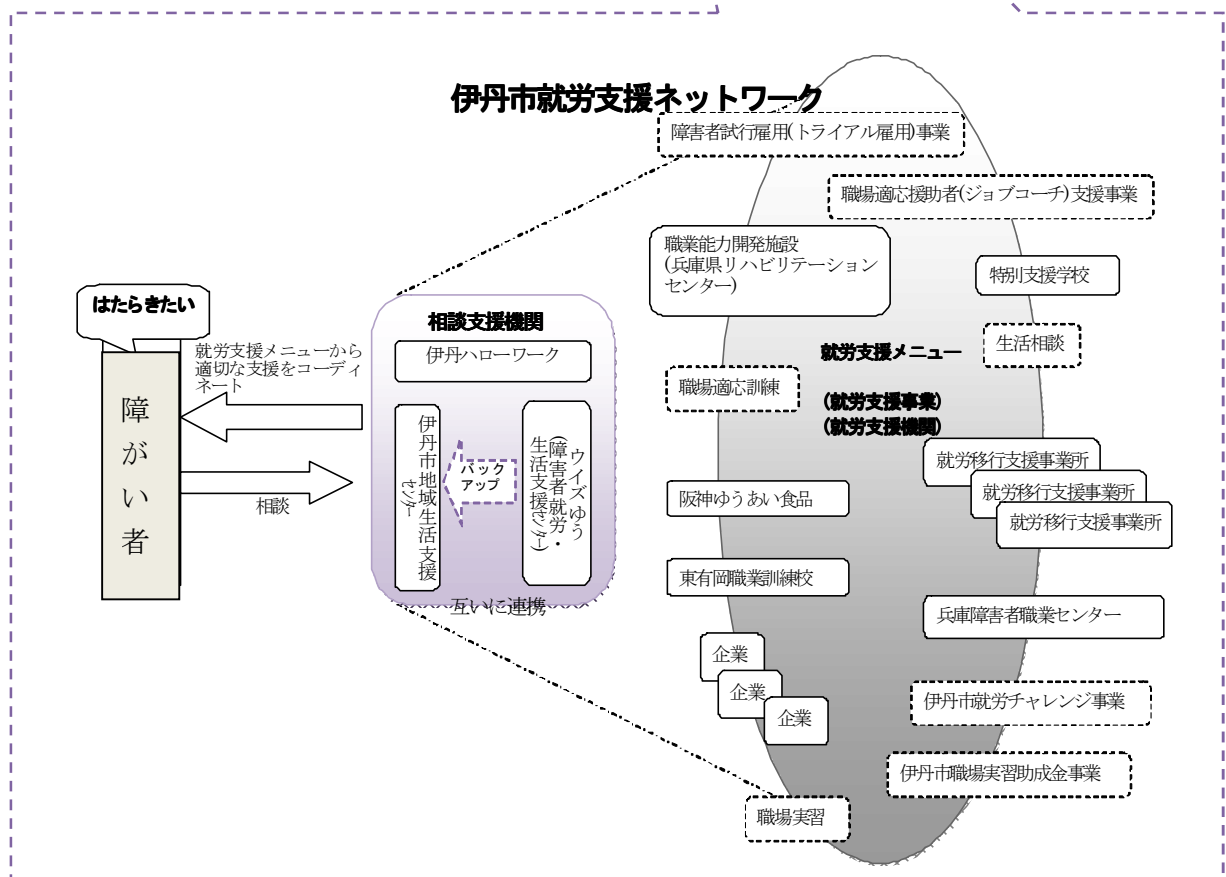
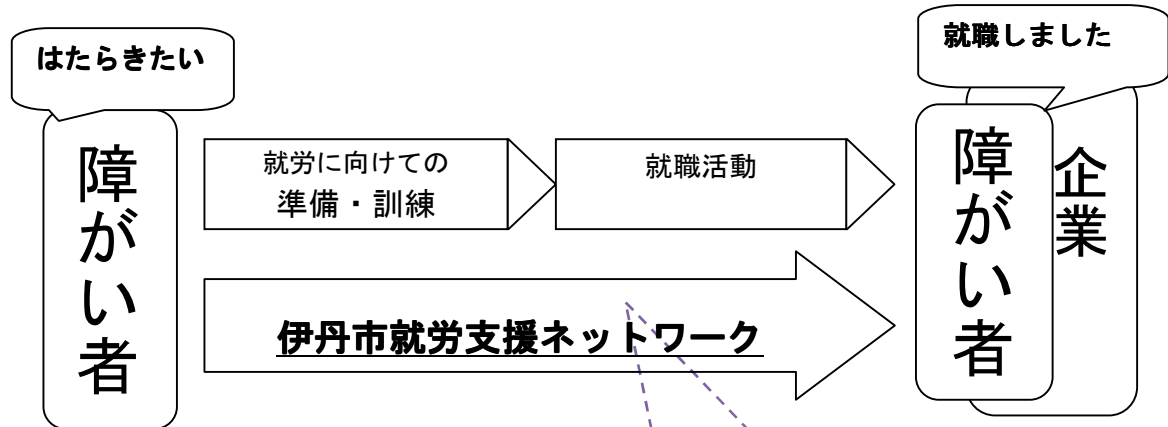
① 就労支援ネットワークの構築

伊丹市では、障害福祉計画（第 1 期）期間中から、障がい者就労支援の中核機関として、「地域生活支援センター」（所在地：伊丹市広畑 1 いきいきプラザ 2F）を社会福祉協議会に委託しています。

平成 23 年 1 月 1 日から、「ウィズゆう」（社会福祉法人いたみ杉の子、所在地：伊丹市西台 5）が、「阪神北就業・生活支援センター」の国・県の委託を受け、伊丹市・宝塚市・川西市・三田市・猪名川町の就労に関する相談や、ネットワーク会議の開催他、各種障がい者雇用促進や職場定着事業を行っています。

これら相談機関および、ハローワークは、それぞれの機関の強みを生かし、有機的に連携をし、チーム支援で今後も障がい者就労支援を実施していきます。

<伊丹市就労支援ネットワーク>



② 職場定着の推進

障がい者の就労支援は、事業所に就職ができて終了ではなく、職場定着し、障がいのある方が「自分の力」を「いきいき」と発揮し続けることが目標となります。

また、働き盛りの人が、脳梗塞、交通事故、病気の発症などさまざまな理由で障がい者となり、離職の危機に直面している場合もあります。

これら職場定着の支援も重要で、既存の支援策を有効に活用していきます。

支援メニュー	相談窓口・支援機関
生活相談 「金銭管理ができない。」「友達にお金を渡したら返ってこない。」「仕事休みたくないのに、お母さんの通院の付添もある。」「(事業者から)私生活の乱れから翌日の勤務に支障が出て、どう指導したらよいか。」など生活相談を聞き、相談支援を実施します。	伊丹市地域生活支援センター、ウィズゆう
就労サポーター支援 事業所に就労サポーターを派遣し、障がいのある方や事業主に対して、障害特性を踏まえた直接的支援を実施します。	伊丹市地域生活支援センター
継続雇用の支援 在職中に障がいを受障した方が、慣れた職場での雇用を継続できるよう、種々の支援策を活用できるよう、関係機関と連携を取り、事業主に情報提供をはじめとする支援を行い、障がい者支援を実施します。	ハローワーク 就労移行支援事業所等 相談支援事業所
職場適応援助者(ジョブコーチ)支援事業 事業所にジョブコーチを派遣し、障がいのある方や事業主に対して、障害特性を踏まえた直接的支援を実施します。	兵庫障害者職業センター
精神障がい者の職場復帰支援(リワーク支援) 主治医との連携のもと、職場復帰に向けたコーディネート、生活リズムの立て直し、リハビリ出勤による復職前のウォーミングアップ、職場の受け入れ態勢の整備等支援を実施します。	兵庫障害者職業センター、 就労移行支援事業

③ 離職・転職時の支援、再チャレンジの支援を強化

障害の有無に関係なく、働き続けることが困難なことは当然あります。「体力的に働き続けることが難しくなった」「今の職場に馴染めないで転職したい」「解雇された」「仕事をやめてしまった」場合の支援について強化が必要です。「就職が失敗した時に元の施設に戻れないかもしれない」という不安が大きく、一般就労にチャレンジできず、福祉施設から一般就労へのチャレンジをはばむ要因の一つになっていると考えられますが、再チャレンジの支援の強化は、この要因の軽減にもつながります。

支援メニュー	相談窓口・支援機関
再チャレンジのための職業相談、職業紹介、雇用保険の給付 失業した場合、失業認定の手続きを行い、雇用保険による基本手当等が給付されます。 再就職を目指す場合は、「就職に向けての相談」「就職に向けての準備、訓練」の支援メニューが利用できます。	ハローワーク
就労継続支援事業(A型) 雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、就労に向けて必要な知識・能力が高まった方に対して一般就労への移行に向けた支援を行います。	ハローワーク 伊丹市地域生活支援センター ウィズゆう
就労継続支援(B型) 就労や生産活動の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった方には、移行に向けた支援を行います。	

④ 福祉施設から一般就労への移行を推進

障害者自立支援法以前の「更生施設」「授産施設」という施設体系が、障害者自立支援法施行(平成 18 年)以後再編され、就労支援策が強化されました。

本市の障害者総合支援法における市内就労系障害福祉サービス利用者数は、以下の表のとおりです。

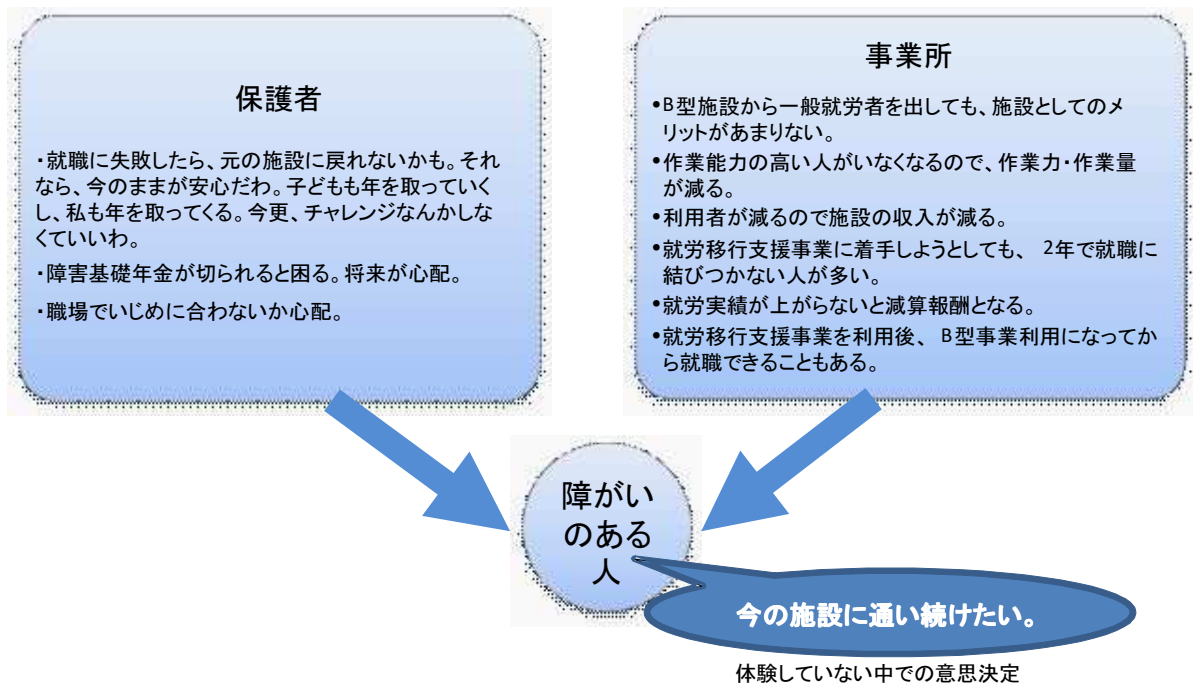
就労系サービス利用者(人数)	平成 24 年度	平成 25 年度		平成 24 年度	平成 25 年度
就労移行支援事業	23	37	就労移行支援事業利用者につき、第 3 期計画の国指針目標値(65 人)との差	達成まで 42 人	達成まで 28 人
就労継続支援(A 型)	13	18	就労継続支援事業利用者のうち就労継続支援(A 型)利用者の割合	4%	5.1%
就労継続支援(B 型)	316	335			
合計	352	390			

本市の福祉施設から一般就労への移行が低調で、就労移行支援事業の利用者と就労継続支援(A型)の利用者が伸び悩み、就労継続支援(B型)の利用者が増加しています。以下は、本市内の就労系障害福祉サービス事業所数です。

(平成 26 年 11 月 1 日現在)

	就労移行支援事業	就労継続支援(A 型)	就労継続支援(B 型)
箇所数	4	0	13

福祉施設から一般就労が思わしくない理由は、以下のような障がい者を取りまく事情があると考えられます。



このような実態から、就労継続支援B型事業の支給決定にかかる条件が付され、企業での職場体験や実習、職業訓練などを経験していない者が、直接就労継続支援B型の事業を利用することがないようになりました。

【就労継続支援B型事業対象者】

就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される者。具体的には次のような例が挙げられます。

- (1) 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者
- (2) 就労移行支援事業を利用（暫定支給決定での利用を含む）した結果、B型の利用が適当と判断された者
- (3) 上記に該当しない者であって、50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者
上記に該当しない者であって、地域に一般就労の場やA型の事業所による雇用の場が乏しく雇用されること又は就労移行支援事業者が少なく利用することが困難と区市町村が判断した者（平成24年度までの経過措置）

平成25年4月以降の取り扱い【就労継続支援B型事業対象者】

就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される者。具体的には次のような例が挙げられます。

- (1) 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者
- (2) 就労移行支援事業を利用（暫定支給決定での利用を含む）した結果、B型の利用が適当と判断された者
- (3) 上記に該当しない者であって、50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者
上記に該当しない者であって、地域に一般就労の場やA型の事業所による雇用の場が乏しく雇用されること又は就労移行支援事業者が少ない地域において、協議会等からの意見を徴すること等により、一般就労への移行等が困難と市町村が判断した者（平成27年3月31日までの間に限る。）

平成27年4月1日からは、(1)(2)(3)に該当する者が支給対象となります。

就労継続支援(B型)の支給決定にかかる経過措置は、平成 27 年 3 月末をもって終了しますが、本市には、依然、一般就労の場や A 型の事業所による雇用の場が乏しい状況です。平成 26 年度の特別支援学校高等部 3 年生(平成 27 年 4 月 1 日支給決定者)については、「就労移行支援事業 3 日」の暫定支給決定をし、市内に存在する就労移行支援事業所(平成 26 年度当初段階で市内にある二つの事業所。精神障がい者を主な支援対象とする「どリー夢共同作業所」と「伊丹東有岡ワークハウス」どちらか)に通所して、就労アセスメントをうける方法をとります。

平成 26 年秋には二つの事業所が市内で「就労支援事業」を新規開設しました。株式会社きるとは、本市の平成 25 年度起業支援事業を利用し、平成 26 年 4 月に「生活訓練」事業(スクールきると)を開始しています。特別支援学校を卒業した知的障がいや発達障がいの生徒が、卒業と同時に就職することは難しいのが実際ですが、「生活訓練事業 2 年」+「就労移行支援事業 2 年」の 4 年の障害福祉サービスの利用で、就労支援を確実にを行うことを事業計画に掲げています。スリー R・センターにおける障がい者雇用のノウハウを生かし、障害者総合支援法の事業体系を利用した就労支援を行おうとするものです。特別支援学校高等部 3 年生の就労アセスメント実施にかかる本市の現状から、平成 27 年度から「就労移行支援事業所」が開所する見込みです。

これらの事業所や特別支援学校進路部の先生方と協議をし、平成 27 年度以降の特別支援学校在学生の進路選択、福祉サービス利用がスムーズに行うことのできるしくみを検討していきます。

障害福祉計画(第 4 期)期間最終年度の平成 29 年度には、福祉施設から一般就労の移行者の増加(平成 24 年度実績の 2 倍)を、就労移行支援事業の利用者の増加(平成 25 年度末利用者から 6 割以上)を、就労移行支援事業所の就労移行支援事業所の増加(就労移行率が 3 割を超える事業所が 5 割以上)を目指すことが国の指針で示されています。この目標を達成するための具体的方策として、以下の 2 点に取り組みます。

- 就労移行支援事業を新規開設する事業所と協議をし、特別支援学校 3 年生の進路選択、障害福祉サービス利用がスムーズに行うことのできるしくみを検討し整備していきます。
- 就労系サービス事業所連絡会を定期開催し、「各事業所の抱える課題」「伊丹市就労支援体制の課題」「特別支援学校生徒の進路」に関して共有をし、課題解決に向けた取り組み(支援策)を検討し、実施にむけて取り組みます。

⑤ 工賃アップへの取り組み

障がい者雇用を支援するための仕組みを整える一方で、障がい者が就労する施設等の仕事を確保し、その経営基盤を強化することも必要です。

障がい者が働く施設では、事業収入から必要経費を除いた総額を作業工賃として利用者に支払っています。取り組む作業は、役務(除草、低木剪定、清掃)、構内役務(部品組み立て、封入、箱折、クリーニング、印刷)、商品作成(ビーズ小物、さをり織り、クッキー、豆腐、手すきはがきなど)で、個々の利用者の特性に合わせて支援をしながら、「障害を売りやいいわけにしない」役務の提供、ぬくもりのある作品作りをしています。

平成 25 年度工賃の実績は、次のページの表の通りです。平成 25 年度全事業所の 1 ヶ月あたりの平均工賃は約 12,346 円です。

前回計画策定期間の平成 22 年度の実績が約 14,575 円でしたので、工賃は低下しています。障がい者就労施設で働く方の工賃向上の取り組みを行います。

平成 23 年度に伊丹市障害者地域自立支援協議会に「販路拡大検討会」が設けられました。市内障がい者就労施設、関係機関で、物品の販路拡大・工賃アップをめざした取り組みについて検討し、「魅力ある商品作り」の研究、「共同店舗の運営」に関する検討、「いたみこども市場(市内小学生や商店街とのコラボ企画)」の開催、先進地への視察を実施しています。

市は、こうした活動に対する側面的な支援を継続しつつ、共同店舗の設置など、各事業所の創意工夫や努力、協働により、販路拡大・工賃アップを推進します。

障がい者就労施設の職員は、「障がい者支援」のプロではありますが、「物品や役務の販売」には素人です。工賃向上のための「商売のノウハウ」を学ぶことも必要です。地域生活支援センターでは、毎年このノウハウ獲得や技量向上のための研修会を開催しており、こうした取り組みも継続していきます。

[就労移行・就労継続支援事業所の事業費、平均工賃等 平成 25 年度実績]

事業所	サービス種別	定員	実利用 人 数	H25 工賃 支払総額	月平均工賃
1	就労移行支援(一般型)	50	56	4,804,379	7,107
2	就労移行支援(一般型) ----- 就労継続支援(B型)	30	18 ----- 34	6,100,755	10,410
3	就労継続支援(B型)	29	29	727,050	3,000
4	就労継続支援(B型)	55	63	11,182,772	14,950
5	就労継続支援(B型)	20	34	15,461,049	41,562
6	就労継続支援(B型)	20	22	5,916,654	24,652
7	就労継続支援(B型)	29	31	1,383,180	4,770
8	就労継続支援(B型)	16	13	4,690,593	27,143
9	就労継続支援(B型)	30	23	2,846,729	10,314
10	就労継続支援(B型)	20	15	996,420	6,429
11	就労継続支援(B型)	13	13	1,303,015	10,341
12	就労継続支援(B型)	20	15	6,795,850	37,754
13	就労継続支援(B型)	14	16	2,120,000	12,619
14	就労継続支援(B型)	10	6	396,000	5,500
15	地域活動支援センター	13	14	737,000	5,670
16	地域活動支援センター	45	28	44,430	137
17	地域活動支援センター	20	10	289,230	2,410
18	地域活動支援センター	10	10	331,000	3,000

平成25年4月に、障害者優先調達推進法が施行されました。地方公共団体は、障がい者就労施設への発注拡大をしていくことが求められ、毎年度、各自治体は調達目標を策定し、年度終了後には、実績の公表を行うことが規定されています。以下が伊丹市実績です。

	平成 24 年度調達実績額	平成 25 年度調達実績額
役務の調達額	11,729,631 円	13,161,979 円
物品の調達額	54,830 円	211,435 円
全体の調達額	11,784,461 円	13,373,414 円

毎年度調達方針、調達目標を設定し、発注拡大に向けた取り組みを推進します。

本市職員の中には、障がい者のことや、市内の障がい者就労施設のこと、更にはそこで提供できる役務や物品のことを知らない人が多く、そのような状況では、発注拡大が困難ですので、平成25、26年度には、伊丹市行政職員と市内障がい者就労施設との情報交換会(お見合い会)を開催しました。

～昨年のお見合い会の風景～商品の紹介を聞き、名刺交換している様子 写真提供：伊丹市広報課



今後、市からの発注拡大をめざし、障がい者就労施設への理解促進に取り組みます。障がい者就労施設が、受注促進のためにとりくむ「提供する物品や役務に関する情報提供」「質の向上」「スムーズな供給体制の構築」について、側面的な支援を行います。

⑥ 社会参加の機会の確保

兵庫県の「平成 25 年度学校基本調査結果」によると、「特別支援学校の幼児・児童・生徒数は 5,150 人(前年度より 141 人増加)で、平成 13 年度以降 13 年連続して増加し、過去最高」と記されています。

「卒業生が、進路先施設が不足し在宅者になることがない」ように、進路先の確保をしていきます。

平成 18 年障害者自立支援法が施行以前は、「作業場と食堂は別で、運動場、調理場を持ち…」というものが法内施設の姿でしたが、これらの事業所開設に関する規制が緩和されました。以来、空き店舗や空きオフィスを利用した障害福祉サービス事業が開始できるようになり、また就労支援策強化がうたわれたこともあり、新規参入事業所は増加しています。自立支援法以前に法外であった「小規模作業所」も、自立支援法施行後に多くは法内事業である「就労継続支援 B 型事業所」に移行しました。

卒業後の進路選択をめぐる状況にも変化が起こっており、障害福祉計画（第 3 期）では、「日中活動の場が不足する」と記しましたが、就労継続支援 B 型事業など訓練等給付事業については、定員割れを起こしています。新規事業所参入もあり、また、市外事業所の利用も増え、一部に利用者獲得競争が起きています。このことは、利用者に選ばれるよう事業所は質の向上に努め、利用者にとっては、選択の幅が広がるという点でよい現象です。反面、歴史のある良い支援・実践をしているが、利用者獲得の方策が時代の潮流に沿っていないため、定員割れを起こしているような事業所もあるようです。

特別支援学校卒業生進路先候補事業所と利用状況(平成 26 年 11 月)と今後の見込み

サービス種別		施設名	定員	～H26.3 実利用者数	H26年度末 受け入れ 可能数	
訓練等 給付	自立訓練(生活訓練)	ゆうゆう	6	3	3	13
		きると	10		10	
	就労移行支援	きると				10
		①				
		②				
	就労継続支援B型	ぼりっしゅ	20	33		49
		のつくおん	20	16	4	
		支援あみーご	30	24	6	
		ワークセンターわっそ	16	15	1	
		ゆうゆう	30	30		
		ワン・くっしょん	30	16	14	
		じゃがいも	10	5	5	
		クレヨン・ライズ	15	11	4	
		くすのき	55	60		
		サプライズ	18	11	7	
		ワークランド トライアングル	20	12	8	
ecommu&Re.		14	21			

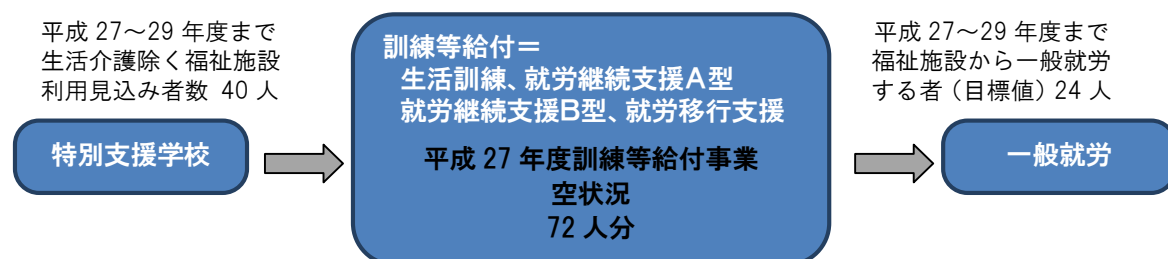
※ 就労移行支援事業①②とは、平成 26 年 7 月に、「近日中に伊丹市内に事業所を新規開設する」とあいさつに来た事業所のこと。就労移行支援事業とは、支給期間が限定的で、支給期間未満でも就労が決まった場合には、終了することから、定員よりも多くの人が利用できる場合が多い。

※ 就労移行支援事業所利用対象者は、市外への通所も可能なことから、市外の事業所利用も増加する見込み。

今後、就労継続支援B型事業における経過措置の終了に伴い、学校の進路指導と福祉分野（就労移行支援事業所、相談支援専門員）とのより緊密な連携をとることが求められます。市内施設の空き状況や各事業所の特性と生徒の適性についての情報共有を行い、進路相談がより効果的に実施されるようになっていくことが期待されます。相談支援専門員、特別支援学校の教員は、事業所との顔の見える関係構築に努め、事業所の特色、強みを十分に把握していくことが重要になってきます。

[具体的な方策]

- 新卒者等進路先事業所連絡会を定期的を開催し、情報共有を行う等ネットワーク形成に努める。
- 特別支援学校進路指導教諭と福祉事業所との連絡会を開催する。



上の図から、新たな福祉施設利用者が 16 人増加するのに対し、受入れが可能なのは 72 人

分ですので、訓練等給付事業に関して、不足が生じる心配はないといえます。ただし、従来は障害福祉サービスを利用してこなかった人によるサービス利用が近年増加傾向にありますので、サービス提供体制の不足が生じないか、注意深く見守る必要はあります。従来の日中活動のサービス利用のほとんどが知的障がい者(特別支援学校の卒業生、在宅者、離職者)でしたが、自立支援法施行以来、特別支援学校の卒業生以外の、発達障がい者、聴覚障がい者、視覚障がい者や内部障がい者などのサービス利用が増加し、事業所の多様化に伴い、対象者も多様化しているのが一つの特徴的な傾向です。

「訓練等給付事業」では定員に余裕があり、サービス量の当面の確保はできているものと考えられますが、「介護給付事業」では、サービス量が不足する見込みです。障害福祉計画(第3期)期間中の特別支援学校卒業生の進路は以下の通りです。

【第3期計画期間中の特別支援学校卒業生進路実績】

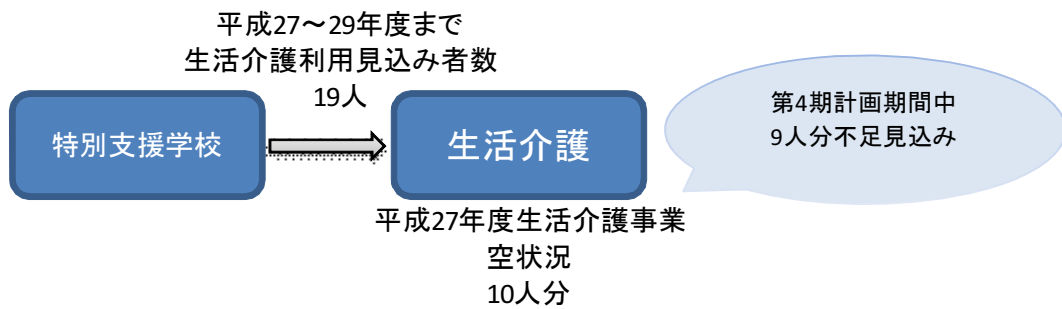
	特別支援学校卒業生進路			合計
	平成23年度卒業生 H24/4入所、入社	平成24年度卒業生 H25/4入所、入社	平成25年度卒業生 H26/4入所、入社	
生活介護	8	8	11	27 …①
地域活動支援センター	0	0	0	0
生活訓練	0	0	4	4
就労継続支援B型	14	8	8	30
就労継続支援A型	1	0	0	1
就労支援	0	3	1	4
職業訓練校	2	0	3	5
一般就労	4	4	2	10
入所	0	0	3	3
計	29	23	32	84 …②

障害福祉計画(第3期)期間中の、「生活介護」(**介護給付事業**)進路選択者割合
 $\cdots \textcircled{1} \div \textcircled{2} = 27 \div 84 = 0.32142 \cdots = \underline{\underline{32.1\%}}$

【第4期計画期間中の卒業生数見込み】

	特別支援学校在籍者数			合計
	現高3生 H27/4入所、入社	現高2生 H28/4入所、入社	現高1生 H29/4入所、入社	
こやの里特別支援学校	16	16	19	51
伊丹特別支援学校	2	3	3	8
計	18	19	22	59

障害福祉計画(第4期)期間中に生活介護を必要とする人数(見込み)
 $\cdots 59人 \times \underline{\underline{32.1\%}} \div \underline{\underline{19人}}$



※平成 27 年度生活介護事業空状況 10 人分を見込んだ根拠は以下の通りです。

施設名	定員	～H26.3 実利用者 数	～H26.3 受け入れ 可能数	H26 4 特別支援学校卒 業生進路	H26年度末 受け入れ 可能数
障害者デイサービスセンター	34	40	20	2	10
ライフゆう	60	60			
ゆうゆう	40	45			
さつき	60	40		8	
あんさんぶる	20	27			
ecommu 4leaf	6	6			
思草	10	14			

生活介護事業のサービス提供確保のため、事業所の誘致など、方策の検討を行います。

第3章 障害福祉サービスの実施目標

障害福祉計画（第3期）期間中、障害者自立支援法の改正（ケアホームのグループホームへの一元化、重度訪問介護の対象者拡大など）地域移行推進、高齢化対策を見据えた改正がありました。今のところ当該制度改正の活用による利用者支援の展開など大きな変動はみられません。しかし、今後は、サテライト型グループホームや、包括支援型グループホームなど多様な仕組みの活用や、訪問系と居住系サービスを併給するなど、障がい者の地域生活を支えることが不可欠です。第4期計画における障害福祉サービスの目標量について、利用実績と今後の本市障がい者が希望する地域生活を支えるサービス量を踏まえ見込量を設定しています。

（1）訪問系サービス

①居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援

＜居宅介護＞

居宅介護とは、障がいのある人の家庭に対してヘルパーを派遣し、入浴、排せつ、食事などの身体介護や洗濯・掃除などの家事援助を行います。

＜重度訪問介護＞

重度訪問介護とは、重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障がい者であって常時介助を要する人に対して、家庭にヘルパーを派遣し、生活全般にわたる介護のほか外出時における移動中の介護を行います。

＜同行援護＞

同行援護とは、重度の視覚障がい者（児）に対し、外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護を行います。（平成23年10月創設）

＜行動援護＞

行動援護とは、知的障害または精神障害によって行動上著しい困難があるため、常時介護が必要な人に対して、家庭にヘルパーを派遣し、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援助や外出時における移動中の介護を行います。

＜重度障害者等包括支援＞

重度障害者等包括支援とは、障害支援区分6（児童については区分3相当）で意思の疎通に著しい困難をともなう人に対して、居宅介護などの複数サービスを包括的にを行います。

【訪問系サービスの利用状況】

(月平均あたり)

サービス種別		平成24年度		平成25年度		平成26年度 (見込み)	
		実人員	時間	実人員	時間	実人員	時間
障がい者	居宅介護	197	3,931	200	3,844	204	3,829
	重度訪問介護	26	3,807	28	4,696	31	5,211
	同行援護	28	657	27	612	27	649
	行動援護	29	876	36	1,070	41	1,268
	重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0
障がい児	居宅介護	29	786	31	1,112	34	1,229
	行動援護	28	817	23	796	19	775
	重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0



【訪問系サービスの見込量】

(月平均あたり)

サービス種別		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		実人員	時間	実人員	時間	実人員	時間
障がい者	居宅介護	204	3,829	204	3,829	204	3,829
	重度訪問介護	33	6,097	36	7,133	39	8,346
	同行援護	27	655	27	662	27	669
	行動援護	48	1,522	57	1,826	67	2,191
	重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0
障がい児	居宅介護	35	1,304	37	1,539	39	1,816
	行動援護	20	733	20	733	20	733
	重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0

(2) 日中活動系サービス及び短期入所

①生活介護

生活介護とは、常時介護が必要であり、障害支援区分3以上である人及び50歳以上で障害支援区分が2以上である人に対して、日中に入浴、排せつ、食事の介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

②自立訓練（機能訓練・生活訓練）

＜機能訓練＞

機能訓練とは、生活を営むうえで身体機能・生活能力の維持・向上などの支援が必要な身体障がいのある人を対象に、自立した日常生活または社会生活ができるよう一定期

間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

＜生活訓練＞

生活訓練とは、生活を営むうえで生活能力の維持・向上などの支援が必要な知的障がい・精神障がいのある人を対象に、自立した日常生活または社会生活ができるよう一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

③就労移行支援

就労移行支援とは、一般就労などを希望し、知識・能力の向上、職場開拓を通じて企業などへの雇用または在宅就労等が見込まれる 65 歳未満の人を対象に一定期間、生産活動やその他の活動機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。

④就労継続支援（A 型・B 型）

＜A 型＞

就労継続支援 A 型とは、就労に必要な知識・能力の向上を図ることにより、事業所において雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人に対して、雇用契約を締結し、就労の場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

＜B 型＞

就労継続支援 B 型とは、企業などや就労継続支援 A 型での就労経験がある人で、年齢や体力面で雇用されることが困難になった人、就労移行支援を利用したが、企業や就労継続支援 A 型の雇用に結びつかなかった人、50 歳に達している人などを対象に、就労の場を提供するとともに、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。

⑤療養介護

療養介護とは、病院などへの長期入院による医療に加え、常時介護を必要とする人であって、①障害支援区分 6 で、気管切開をともなう人工呼吸器による呼吸管理を行っている人、②障害支援区分 5 以上の筋ジストロフィー患者または重症心身障がいのある人を対象に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の援助を行います。

⑥短期入所

短期入所とは、居宅で介護する人が病気などの理由により、障害者支援施設やその他の施設へ短期間の入所を必要とする障がいのある人に対して、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

【日中活動系サービスの利用状況】

(月平均あたり)

サービス種別		平成24年度		平成25年度		平成26年度 (見込み)	
		実人員	人日	実人員	人日	実人員	人日
障がい者	生活介護	311	6,241	322	6,499	334	6,745
	自立訓練(機能訓練)	4	56	5	43	3	32
	自立訓練(生活訓練)	7	98	2	48	6	126
	就労移行支援	23	287	36	520	32	471
	就労継続支援(A型)	13	253	18	361	20	373
	就労継続支援(B型)	316	5,350	335	5,598	347	5,946
	短期入所	83	535	83	471	89	541
療養介護(人)		20		21		21	



【日中活動系サービスの見込量】

(月平均あたり)

サービス種別		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		実人員	人日	実人員	人日	実人員	人日
障がい者	生活介護	347	7,015	361	7,296	375	7,588
	自立訓練(機能訓練)	5	115	5	115	5	115
	自立訓練(生活訓練)	8	150	10	179	13	213
	就労移行支援	43	602	50	700	58	812
	就労継続支援(A型)	25	455	31	555	38	677
	就労継続支援(B型)	355	6,082	363	6,218	371	6,354
	短期入所	92	546	95	551	98	557
療養介護(人)		21		21		21	

確保のための方策

- ・ NPO法人、社会福祉法人、民間事業者などの事業参入を促進し、多様な事業主体によるサービス供給体制の充実を図ります。
- ・ 障がい者施設におけるサービスの現状などを逐次把握し、利用者や家族への情報提供に努めます。
- ・ 医療ケアの必要な障がいのある人などに対するサービス基盤の整備について検討します。

（３）障がい児支援サービス

< 児童発達支援 >

未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。※肢体不自由児に児童発達支援と治療を行う医療型児童発達支援もあります。

< 放課後等デイサービス >

就学児を対象に、学校終了後または休業日に、生活能力の向上に必要な訓練、社会との交流の促進などを行います。

< 保育所等訪問支援 >

療育経験のある専門職員が保育所や小学校などを訪問し、子どもが集団生活に適應できるよう支援を行います。

【障がい児支援サービスの利用状況】

（月平均あたり）

サービス種別	平成24年度		平成25年度		平成26年度 （見込み）	
	実人員	人日	実人員	人日	実人員	人日
児童発達支援	132	919	172	1,112	206	1,520
医療型児童発達支援	37	283	36	273	0	0
放課後等デイサービス	72	326	166	1,103	224	1,651
保育所等訪問支援	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	11		45		78	
短期入所	12	66	12	62	11	59



【障がい児支援サービスの見込量】

（月平均あたり）

サービス種別	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	実人員	人日	実人員	人日	実人員	人日
児童発達支援	230	1,764	259	2,090	288	2,416
医療型児童発達支援	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	270	2,151	322	2,675	374	3,199
保育所等訪問支援	3	9	4	12	5	15
障害児相談支援	98		111		125	
短期入所	11	59	11	59	11	59

確保のための方策

- ・ 民間事業所の参入を促進し、サービス供給体制の充実を図ります。
- ・ 民間事業所に対し、指導やスタッフ研修を実施し、サービスの質の向上を図ります。

(4) 居住系サービス

① 共同生活援助

＜共同生活援助（グループホーム）＞

共同生活援助（グループホーム）とは、就労し、または就労継続支援などの日中活動を利用している知的障がい・精神障がいのある人で、日常生活上の援助を必要とする人を対象に、地域における自立した日常生活に向けて介護や支援を行います。

＜共同生活介護（ケアホーム）＞

共同生活介護（ケアホーム）とは、生活介護や就労継続支援などの日中活動を利用している知的障がい・精神障がいのある人で、日常生活上の援助を必要とし、障害支援区分2以上である人を対象に、地域における自立した日常生活に向けて介護や支援を行います。

※平成26年4月1日の制度改正により共同生活援助に統合されました。

② 施設入所支援

施設入所支援とは、自立訓練もしくは就労移行支援の対象者のうち、生活能力により単身での生活が困難な人、地域の社会資源などの状況により通所することが困難な人または生活介護の対象者に対して、夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

【居住系サービスの利用状況】

サービス種別	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込み)
共同生活援助(グループホーム)(人)	93	104	110
施設入所支援(人)	164	162	165



【居住系サービスの見込量】

サービス種別	平成27年度	平成28年度	平成29年度
共同生活援助(グループホーム)(人)	115	120	125
施設入所支援(人)	162	158	155

確保のための方策

- ・ 家族介護者の高齢化や親亡き後も身近な地域で生活支援できるよう、グループホームなどの開設を促進します。また、グループホームや施設の状況を把握し、適切にサービスが提供できるよう支援します。
- ・ 障がい者施設におけるサービスの現状などを逐次把握し、利用者や家族への情報提供に努めます。

(5) 相談支援

<計画相談支援>

計画相談支援とは、市が指定する特定相談支援事業者が介護給付費等の支給決定等について、サービス等利用計画案を作成します。市はこの計画案を勘案し支給決定を行います。また、支給決定後においては、指定特定相談支援事業者が、少なくとも年1回は継続サービス利用支援を行いサービスが適当かを検討します（モニタリング）。

<地域移行支援>

地域移行支援とは、障害者支援施設や精神科病院に入所等をしている障がいのある人に対し、住居の確保、地域生活の準備や福祉サービスの見学・体験のための外出への同行支援、地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行います。

<地域定着支援>

地域定着支援とは、居宅で一人暮らしをしている障がい者等に対する夜間も含む緊急時における連絡、相談等の支援を行います。

<障害児相談支援（障害児支援利用援助、継続障害児支援利用援助）>

障害児相談支援とは、障害児通所支援を利用するすべての障がい児に対する相談等の支援を行います。

【計画相談支援のサービス利用状況】

サービス種別	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込み)
計画相談支援（人）	45	365	1,084



【計画相談支援のサービス見込量】

サービス種別	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画相談支援(人)	1,124	1,164	1,204

【地域移行支援および地域定着支援のサービス利用状況】

サービス種別	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込み)
地域移行支援（人）	3	1	0
地域定着支援（人）	0	1	1



【地域移行支援および地域定着支援のサービス見込量】

サービス種別	平成27年度	平成28年度	平成29年度
地域移行支援（人）	7	7	7
地域定着支援（人）	30	60	100

【障がい児相談支援のサービスの利用状況】

サービス種別	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込み)
計画相談支援（人）	1	1	2
障害児相談支援（人）[再掲]	11	45	78



【障がい児相談支援のサービス見込量】

サービス種別	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画相談支援（人）	3	4	5
障害児相談支援（人）[再掲]	98	111	125

確保のための方策

- ・ 民間事業者などの参入を促進し、サービス供給体制の充実を図ります。
- ・ 相談支援従事者研修の受講を促進し、相談支援専門員の育成、確保に努めます。

第4章 地域生活支援事業の実施目標

(1) 必須事業

① 理解促進研修・啓発事業

地域住民に対して、障がい者（児）の理解を深めるための研修や啓発（イベントや教室の開催、パンフレットの配布等）を行います。

② 自発的活動支援事業

障がい者（児）やその家族、地域住民等が自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策活動、ボランティア活動等）に対して支援を行います。

【サービスの実施計画】

（年間）

		第3期			第4期		
		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

- ・ 理解促進研修において、障害者福祉センターにて実施する啓発交流事業、伊丹市障害者地域自立支援協議会主催の障がい者理解促進研修を実施しました。第4期は、従来の取り組みに加え、障害者福祉センターにおける講演会も取り組みます。
- ・ 自主的活動支援事業では、障害者団体活動補助、障がい者クラブ(自主活動)助成の2件を実施しています。第4期も継続して取り組みます。

③相談支援事業

<障害者（児）相談支援事業>

障害者（児）相談支援事業とは、3障害（身体・知的・精神）の就労、生活支援などの問題について相談に応じるとともに必要な情報の提供及び助言等の支援を行います。

<伊丹市障害者地域自立支援協議会>

相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関わるシステムづくりに向けて中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、福祉、保健・医療、教育、雇用など関係する機関や組織等で構成する協議会で、施設入所者や入院患者の地域生活への移行、就労移行支援に向けて専門的見地からの検討を部会形式により進めていきます。

<成年後見制度利用支援事業>

知的障がい者や精神障がい者で、福祉サービスを利用しようとする際にその契約等が困難な場合、障害の状態や親族の状況等により市が成年後見制度の利用を支援します。

④ 意思疎通支援事業

意思疎通（コミュニケーション）支援事業として、聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のために意思疎通を図ることに支障がある障がい者等が社会参加を行う際に意思疎通の円滑化を図るため、手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行います。

【相談支援事業・意思疎通支援事業の利用状況】

サービス種別			平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度 (見込み)
事業 相談支援	相談支援事業				
		障がい者相談支援事業(か所)	4	4	4
		伊丹市障害者地域自立支援協議会(か所)	1	1	1
	成年後見制度利用支援事業(人)		1	6	9
支援事業 意思疎通	利用者数 利用見込	聴覚障がい(手帳所持者数)(人)	565	576	588
	総必要数	手話通訳者派遣事業(人日／年)	268	328	342
		要約筆記者派遣事業(人日／年)	122	132	140



【相談支援事業・意思疎通支援事業の見込量】

サービス種別			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
事業 相談支援	相談支援事業				
		障がい者相談支援事業(か所)	4	4	4
		伊丹市障害者地域自立支援協議会(か所)	1	1	1
	成年後見制度利用支援事業(人)		12	15	18
支援事業 意思疎通	見込利用者数	聴覚障がい者(手帳所持者数)(人)	600	612	624
	総必要数	手話通訳者派遣事業(人日／年)	356	372	387
		要約筆記者派遣事業(人日／年)	149	158	168

⑤日常生活用具給付等事業

日常生活用具給付等事業とは、重度障がい者(児)の日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具の給付を行います。

【日常生活用具給付等事業の利用状況】

サービス種別			平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度 (見込み)
日常生活用具給付等事業	障がい者	介護訓練支援用具(件)	19	9	4
		自立生活支援用具(件)	55	55	38
		在宅療養等支援用具(件)	25	27	34
		情報・意思疎通支援用具(件)	50	55	48
		排泄管理支援用具(件)	2,827	2,659	2,458
		居宅生活動作補助用具(件)	1	7	4
	障がい児	介護訓練支援用具(件)	4	2	0
		自立生活支援用具(件)	13	13	15
		在宅療養等支援用具(件)	3	6	12
		情報・意思疎通支援用具(件)	0	2	0
		排泄管理支援用具(件)	293	329	377
		居宅生活動作補助用具(件)	0	3	0



【日常生活用具給付等事業の見込量】

サービス種別			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
日常生活用具給付等事業	障がい者	介護訓練支援用具(件)	4	4	5
		自立生活支援用具(件)	41	44	48
		在宅療養等支援用具(件)	38	43	49
		情報・意思疎通支援用具(件)	54	61	68
		排泄管理支援用具(件)	2,512	2,568	2,625
		居宅生活動作補助用具(件)	8	14	27
	障がい児	介護訓練支援用具(件)	2	2	2
		自立生活支援用具(件)	14	14	14
		在宅療養等支援用具(件)	7	7	7
		情報・意思疎通支援用具(件)	1	1	1
		排泄管理支援用具(件)	438	499	569
		居宅生活動作補助用具(件)	1	1	1

⑥移動支援事業

移動支援事業とは、屋外での移動が困難な全身性障がい者、知的障がい者、精神障がい者及び障がい児について、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出支援を行います。

⑦地域活動支援センター事業

<Ⅰ型>

地域活動支援センター(Ⅰ型)とは、専門職員(精神保健福祉士等)を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を行います。

<Ⅱ型>

地域活動支援センター(Ⅱ型)とは、地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを行います。

<Ⅲ型>

地域活動支援センター(Ⅲ型)とは、利用者10人以上、概ね5年以上の実績、法人格等の要件を満たす小規模作業所等です。

サービス種別			平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度 (見込み)
移動 支援 事業	障がい者	人	190	195	210
		時間／年	33,509	31,249	34,180
	障がい児	人	89	89	83
		時間／年	1,548	1,249	1,187
地域活動支援センター事業		か所	4	4	4
		延人	59	56	57



サービス種別			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
事業 移動 支援	障がい者	人	220	230	241
		時間／年	34,817	35,465	36,126
	障がい児	人	83	83	83
		時間／年	1,140	1,140	1,140
地域活動支援センター事業		か所	4	4	4
		延人	57	57	57

（２）任意事業

① 訪問入浴サービス事業

家庭で入浴することが困難な重度身体障がい者（児）の家庭に移動入浴車を派遣し入浴サービスを提供します。対象者は、重度身体障がい者（児）で、自宅や日中活動の場での保清の確保が困難な人です。

【サービスの実施計画】 (年間)

		第3期			第4期		
		H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
訪問入浴サービス事業	実人数	7	7	7	5	5	5
	延べ回数	309	335	339	339	339	339

※平成 24、25 年度は実績、平成 26～29 年度は見込みの数値です。

確保のための方策

- ・ 訪問入浴希望者の把握につとめ、サービスを提供できる体制を確保します。

② 更生訓練費給付事業

障害者総合支援法に規定する自立訓練または就労移行支援による訓練を受ける身体障がい者に、訓練経費を支給します。

【サービスの実施計画】 (年間)

		第3期			第4期		
		H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
更生訓練費	実人数	2	1	1	3	3	3

※平成 24、25 年度は実績、平成 26～29 年度は見込みの数値です。

確保のための方策

- ・ 制度の周知を徹底し、対象者の把握に努めます。

③ 社会参加促進事業

スポーツ・芸術文化活動等を行うことにより、障がいのある人の社会参加を促進します。

・ スポーツ、レクリエーション教室開催等

障がい者スポーツを普及するため、各種スポーツ、レクリエーション教室や障がい者スポーツ大会を開催します。

・ 声の広報等発行事業

文字による情報入手が困難な重度の視覚障がい者に行政情報を提供するため、「広報伊

丹」等のひろい読みCD-R（DAISY対応）等を定期的に提供します。対象者は、声の広報を希望する視覚障がい者です。

・自動車運転免許取得費の助成

免許取得に要した費用の3分の2以内で、100,000円を限度額として助成します。対象者は、身体障害者手帳を所持し、自動車教習所で普通運転免許を新規に取得した人です。

・自動車改造費の助成

自らが所有し運転する自動車の手動装置などの一部を改造することにより社会参加が見込まれる人、および本人の前年分の所得が特別障害者手当の所得制限限度額を超えない人で、自動車の改造に直接要した費用（限度額は100,000円）を助成します。

対象者は、身体障害者手帳所持者（上肢、下肢または体幹機能障がい者）です。

【サービスの実施計画】

（年間）

		第3期			第4期		
		H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
スポーツ、レクリエーション教室開催等	実人数	2,712	2,557	761	2,560	2,560	2,560
	延べ回数	243	230	63	235	235	235
声の広報等発行事業	実人数	50	42	43	50	50	50
自動車運転免許取得費の助成	実人数	3	6	4	4	4	4
自動車改造費の助成	実人数	2	2	8	4	4	4

※平成24、25年度は実績、平成26～29年度は見込みの数値です。

平成26年度は、障害者福祉センター耐震補強他改修工事の実施のため、教室開催等の回数が例年に比べ減となりました。

確保のための方策

- ・スポーツ、レクリエーション教室開催等は、障害者福祉センター（アイ愛センター）において継続して実施します。障がいのある人がスポーツ、レクリエーションを通じて健康維持するとともに、社会参加機会確保の一助となるよう参加しやすいプログラムの充実を図ります。
- ・声の広報は、入手困難となったカセットテープに代わって、DAISY録音されたCD-Rによる提供を促進するため、対応機器（視力障がい者用ポータブルレコーダー）の普及啓発を図ります。

※ DAISY（デージー）とは、Digital Accessible Information SYstem の略で、日本では「アクセシブルな情報システム」と訳されています。ここ数年来、視覚障がい者や普通の印刷物を読むことが困難な人々のためにカセットに代わるデジタル録音図書の国際標準規格として、50カ国以上の会員団体で構成するデージーコンソーシアム（本部スイス）により開発と維持が行われている情報システムを表しています。DAISYコンソーシアム公認のオーサリングツールを使ってデジタル図書を作ること

ができ、専用の機械やパソコンにソフトウェアをインストールして再生をすることができます。国内では、点字図書館や一部の公共図書館、ボランティアグループなどで DAISY 録音図書が製作され、主な記録媒体である CD-R によって提供されています。

④ 日中一時支援事業

障害者支援施設・障害福祉サービス事業所等（以下「支援施設等」という。）において、障がいのある人に活動の場を提供し、見守り、日常生活上必要な世話をします。障がいのある児童に対しては、学校の空き教室などで、日常的な訓練等の支援を実施します。

【サービスの実施計画】

（年間）

			第3期			第4期		
			H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
日中一時支援事業	障がい者	延べ回数	2,325	2,364	2,500	2,600	2,704	2,812
	障がい児	延べ回数	1,835	209	450	530	530	530

※平成 24、25 年度は実績、平成 26～29 年度は見込みの数値です。

確保のための方策

- ・放課後等デイサービス事業者の拡大を図るとともに、個別給付への移行を促進します。
- ・サービス提供事業者と連携し、必要な人に的確に届く効果的なサービス確保を推進します。

⑤ 機能訓練事業

身体に障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、身体機能の維持・向上のために必要な訓練などのサービスを提供します。医療機関での訓練が終了したが、なお、機能維持のために訓練継続が必要な人、介護保険サービスが利用できない人が対象です。

【サービスの実施計画】

（年間）

		第3期			第4期		
		H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
機能訓練事業	延べ回数	633	674	654	650	650	650

※平成 24、25 年度は実績、平成 26～29 年度は見込みの数値です。

確保のための方策

- ・日常生活に必要な訓練・指導を適切に実行するため、専門職(理学療法士)を配置します。

⑥ 訪問型歩行訓練事業

視覚障がい者に対する訪問型歩行訓練事業は、歩行訓練士を視覚障がい者の家庭等に派遣し、日常生活圏における歩行訓練を行い、視覚障がい者の日常生活における歩行の不安を軽減し、社会参加を促進します。

【サービスの実施計画】

(年間)

		第3期			第4期		
		H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
訪問型歩行訓練事業	実人数	8	10	7	20	20	20
	延べ回数	59	58	57	200	200	200
視覚障がい者(手帳所持者数)(人)		361	367	371	375	379	383

※平成 24、25 年度は実績、平成 26～29 年度は見込みの数値です。

確保のための方策

- ・歩行訓練士を派遣できる神戸アイライト協会に事業委託を行い、実施します。
- ・訓練を希望する人が制度利用できるよう、制度の周知に努めます。

第5章 地域移行及び一般就労に関する目標値設定の基本的な考え方

(1) 施設入所利用者の地域生活への移行の促進

施設入所者の地域生活への移行については、国が定める基本指針に基づき平成29年度における数値目標を設定します。

第4期計画の成果目標の設定

【国の目標値】

- 施設入所者の地域移行：平成25年度末時点から12%以上移行
- 施設入所者数の削減：平成25年度末時点から4%以上削減

項 目	第4期 目標値	考 え 方
平成25年度末時点の 入所者数 (A)	162	平成25年度末時点の入所者
目標年度入所者数 (B)	155	平成29年度末時点の入所者数の見込み
【目標値】 地域生活移行人数 (C)	10	平成25年度末時点からの施設入所から地域（グループホーム含む） への移行見込み
	6.2%	移行割合 (C/A)
【目標値】 削減見込み（率）	7	平成25年度末時点から平成29年度末までの施設入所者の削減数 (A-B)
	4.3%	削減割合 (A-B/A)

（２）福祉施設から一般就労への移行の促進

福祉施設の利用者の一般就労への移行については、国が定める基本指針に基づき平成 29 年度における数値目標を設定します。

第４期計画の成果目標の設定

【国の目標値】

- 福祉施設から一般就労への移行：平成 24 年度実績の 2 倍以上
- 就労移行支援利用者数の増加：平成 25 年度末時点から 6 割以上増加
- 就労移行率の高い就労移行支援事業所の増加：3 割以上の事業所が 5 割以上

ア）一般就労への移行

項 目	数 値	備 考
平成 24 年度末時点の年間移行者数	7	平成 24 年度の移行実績
【目標値】平成 29 年度末時点の年間移行者数	15	平成 24 年度実績の 2 倍以上

イ）就労移行支援利用者数の増加

項 目	数 値	備 考
平成 25 年度末利用者	35	平成 25 年度の就労移行支援事業の利用実績
【目標値】平成 29 年度末時点の利用者数	56	平成 25 年度から 6 割以上増加

ウ）就労移行率の高い就労移行支援事業所の増加：3 割以上の事業所が 5 割以上

項 目	平成 25 年度実績	第 4 期目標値	備 考
市内就労移行支援事業所数 (A)	2	6	
就労移行率 3 割以上の事業所数 (B)	1	3	
就労移行率の高い事業所の割合 (B/A)	5 割	5 割	

エ）伊丹市における障がい者の率先雇用

項 目		数 値	備 考
雇用者数 (正規＋非正規＋職場実習)	実績値	45 人	平成 25 年度末時点の雇用者数
	目標値	45 人	平成 29 年度末時点の雇用目標数

(3) 地域生活支援拠点等の整備【新規】

【地域生活支援拠点整備目標】 ⇒84～86 ページ

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
地域生活支援拠点	—	1 件	1 件